

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	荷内沖埋立事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和47年 海面埋立による開発を前提として、漁業補償を行い、具体的な事業計画の検討に着手。</li><li>・昭和56年 第2次長期総合計画において、東部開発の一環として位置づけし、土地開発公社に委託し、地形、地質測量等を実施。</li><li>・平成2年 第3次長期総合計画において、臨海性複合ゾーンとして位置付ける。</li><li>・平成3年 庁内プロジェクトにより「荷内沖開発企画構想調査研究報告書」を作成。</li><li>・平成4年 地域開発室を設置し、専門スタッフによる検討を重ねる。</li><li>・平成5年 開発の基本コンセプトとして、荷内沖開発基本構想を策定する。</li><li>・平成7年 荷内沖まちづくり懇談会を設立し、開発実現に向けて課題等の検討を行う。事業成立条件調査を委託し、建設省海岸整備事業CCZ事業としての提案を受ける。</li><li>・平成8年 東部開発審議会において、事業成立条件調査の報告をもとに、事業化に向けて検討したが、結論には至らず。</li><li>・平成9年 都市開発調査特別委員会において、開発に向けての検討結果と問題点について報告</li><li>・平成10年～ 財政的な問題、埋立後の土地利用の問題等の解決が図れていない状況であることから、事業化に向けての具体的な結論（方向付け）が出せないまま現在に至っている。</li><li>・平成19年 当該事業に係る土地開発公社への調査委託費について公社へ支払いを行う。</li><li>・平成23年 「新居浜市と新居浜商工会議所との懇談会」において、勉強会の設置の要望があり、「商工会議所をはじめ、関係機関のご意見も参考にしながら、今後の方向性等の検討を長期的視野に立ち、行っていきたい」と回答。 第五次新居浜市長期総合計画 フィールド1 快適交流 施策1-1 良好な都市空間の形成 の取組方針において、「活用を検討していく」と、明記。 <b>都市基盤・道路網整備促進特別委員会において、勉強会、現地調査が行われた。</b></li><li>・平成24年 土地利用計画について検討する中で、荷内沖の利用についても合せて検討する予定。</li></ul>			
今後の指針（案）			
荷内沖埋立事業についての取組方針としては、平成23年度を初年度とした第五次新居浜市長期総合計画のフィールド1 快適交流 施策1-1 良好な都市空間の形成 の取組方針において、「長期的展望に立ち、産業構造の多様化に対応した臨海性産業用地としての活用を検討する」と位置付けており、事業必要性、実現可能性、市財政状況、経済情勢等を踏まえ、 <b>新居浜市全体の土地利用計画を検討する中で、合せて検討していく。</b>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合運動公園構想		類別	公約	
担当部局課名	企画部 総合政策課	関連する部局課名	建設部 都市計画課	教育委員会 スポーツ文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>昭和28年の第8回国民体育大会の軟式野球会場として、市営野球場を設置して以来、市民、関係者の意見を聞き、体育施設の計画的な整備改修を行ってきた。</p> <p>平成13年3月、新居浜市総合体育施設建設委員会から、「市民の健康で豊かなスポーツライフ実現、市の活性化のために、全国レベルの大会が開催可能な総合体育館と通年型温水プールを併設した総合体育施設の建設が必要」との提言があり、また、第四次長期総合計画においても建設事業の推進を基本計画に位置づけていたことから、総合体育施設（総合健康運動公園）基本計画を作成する等検討を行った。</p> <p>しかし、厳しい財政状況を踏まえ、施設の新設や整備について明確な優先順位を付け、慎重かつ精密に検討する必要があることから、中長期的な展望に立った調査研究を行うため、庁内プロジェクトを設置（平成16年5月）し、総合健康運動公園のエリア、既存施設の整備、利用形態、国体との関連、資金・財源に関することについて検討を進め、「新居浜市総合健康運動公園構想調査報告書」（平成18年3月）を取りまとめた。</p> <p>平成18年度は、上記調査報告書において設定したエリアの内、新高橋から城下橋までの約36haを対象とした「国領川河川敷周辺再整備基本計画策定業務」を実施し、再整備に向けた基本計画、概略設計図面、河川占用協議に要する資料等を作成した。</p> <p>平成22年度は、総合運動公園エリアとして検討されてきた観音原周辺地区について、内陸型工業用地として活用する方針決定をした。</p>					
今後の指針（案）					
<p>報告書の調査研究事項をもとに、既存施設の有効活用を最優先としながら、後期戦略プランで着手可能なものとして、国領川緑地再整備に関して、平成20年度から4か年で国領川緑地のトイレや休憩施設等の再整備を実施した。</p> <p>また、観音原周辺地区を内陸型工業用地とする方針決定を受け、第5次長期総合計画においては、基本方針1-5-3「総合運動公園整備の推進」を位置づけ、長期的な視点に立ち、立地場所、施設内容、規模等も含めた実現化方策を検討していくこととしている。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁・ 監査・ 懸案事項	
担当部局課名	企画部総合政策課	関連する部局課名	水道局	環境部 下水道建設課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際して泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない。</p>					
<b>「平成20年度以降の取り組み」</b>					
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他（庁内協議等）		
平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)			
平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回		
平成22年度	5回(市長10/12)				
平成23年度	19回(市長1/24)		2回		
<p>平成23年度は、組合役員と協議を重ねた結果、市関係者と瀬戸寿上水道組合との意見交換会を開催することができた。</p>					
今後の指針（案）					
<p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	総合文化施設の建設		類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	企画部 総合文化施設 準備室	関連する 部局課名	教育委員会 体育文化課	建設部 区画整理課 建築住宅課	外 導入機能 関係課所
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 総合文化施設については、昭和49年に市議会で「郷土館の移転新築について」という請願が採択されてから単独美術館構想が始まり、30年以上に渡って市民との協働で検討してきた。平成20年3月には、今日までの経緯経過を踏まえ、新居浜駅周辺地区整備計画の中で芸術文化施設事業化計画として取りまとめを行った。経済状況の悪化など諸事情によりホテル併設案を断念したものの、平成21年度には庁内プロジェクトを立ち上げ、この事業化計画を元に、導入機能、運営内容、施設面積などについて、総合文化施設単独設置の条件でさらなる絞り込みを行ったところである。平成22年度には、庁内プロジェクトの報告に基づき、公募型プロポーザルにより設計事業者の特定を行った。また、市民文化センターの大・中ホールとの住み分けと今後の郷土美術館の活用方針を整理した。 平成23年度は、市民検討組織である総合文化施設建設委員会と協働で、プロポーザルで特定した設計事業者により建築設計を行った。しかしながら、基本設計において構想時の事業費から約13億5千万円増加する事が見込まれたため、関係団体への説明を行い、さらには1月15日に市民説明会を開催し基本設計案に対する意見交換を行った上で実施設計を開始した。それに伴い実施設計完了が平成24年度にずれ込むこととなった。					
今後の指針(案) 平成21年度の庁内プロジェクトの報告を素案として、市民、市議会への広報、合意形成を図りながら、さらなる精査を行うとともに、完成後の維持管理、企画運営計画等を検討しながら、平成25年度内の施設完成を目指す。 ○平成24年度は、9月議会での工事請負議案承認を頂くことを最重要課題とし、鴻上尚史氏を始めとする本市に縁のある芸術家等から成るスーパーアドバイザーから助言を受けながら開館以降の市民協働による施設運営のためのアウトフレームの構築と実施計画の作成を行う。 また、開館後の運営体制へのスムーズな移行を図るため、関係部局と協議を行い、25年の組織体制や人員配置について検討を行う。					
庁議決定(指針・方向性)					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	障がい者雇用の推進	類別	新たな政策課題	
担当部局課名	総務部総務課	関連する部局課名	総務部 人事課	福祉部 地域福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>(1) 障害者自立支援法においては、障がい者の就労促進をめざす方向性がうたわれ、市全体における障がい者一人ひとりの状況に応じた雇用機会の創出を図っていくことが必要となっている。そこで、新居浜市が率先して障がい者の能力活用と雇用機会の拡充に取り組むために、市の業務の中から各種印刷業務など知的障がい者が可能な業務を抽出し、ワークショップの観点から知的障がい者を雇用していく。</p> <p>平成22年4月24日 採用試験 平成22年6月1日 任用</p> <p>すてっぷの事業開始から約2年が経過して、庁内の各課所においても、正確で迅速な作業に対する理解が徐々に得られ、業務量も安定してきている。</p> <p>(2) 障がい者雇用全般としては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、平成22年7月から短時間職員についても雇用率の対象となったことや、除外率が一律10ポイント引き下げとなったことに伴い、法定雇用率2.1%を充足できない状況となっていたが、平成23年4月1日付けで正規職員1人と臨時職員3人の障がい者を採用したことにより、法定雇用率を達成した。また、平成24年4月1日付けで正規職員1人と臨時職員1人の障がい者を雇用したところであるが、今後においても、法定雇用率をさらに上回るように、引き続き障がい者雇用を推進する。</p>				
今後の指針(案)				
<p>(1) 新居浜市知的障害者の雇用の促進に関する要綱の規定により、任用期間は最長6年間であるが、知的障がい者が長期間在職し、安定した職業生活を送れるような仕組みを構築することは、中長期的に検討すべき課題である。</p> <p>(2) 障がい者の雇用率の引き上げに向けて、平成24年度職員採用計画に基づき実施する採用試験(平成25年4月1日採用)においても、障がい者の採用枠を確保するとともに、臨時職員等の採用について検討を進める。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	入札制度の改善	類別	議会答弁・監査
担当部局課名	総務部契約課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の入札・契約に対し透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底の基本原則が示され、全ての発注者に義務付けられた。</p> <p>本市においては、</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①毎年度の発注見通しの公表</li><li>②入札・契約に係る情報の公表</li><li>③施工体制の適正化</li><li>④不正行為に対する措置</li><li>⑤工事の施工状況の評価</li></ol> <p>等を実施することで対応している。</p> <p>さらに、発注者が取り組むべきガイドラインとして</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①入札・契約の方法の改善、</li><li>②入札・契約のIT化の推進</li></ol> <p>等が示されており、</p> <p>平成17年度には、入札・契約の方法の改善として、事後審査公募型指名競争入札を試行し、平成18年度からは、事後審査公募型競争入札を本格実施した。平成19年度には、新居浜市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領を定め、簡易型総合評価方式で入札を1件実施した。</p> <p>平成20年度からは、事後審査型一般競争入札実施要領を改め、一般競争入札の対象範囲を現行1億5千万円以上から3千万円超に拡大し、平成21年度からは、3千万円超から2千万円超に拡大した。また、平成23年1月から3千万円以下の競争入札による工事について、最低制限価格制度を導入した。</p> <p>入札・契約のIT化については、ASP方式による電子入札の導入について平成22年度からの10か年事業計画を策定し、同年10月から、設計金額2千万円を超える競争入札による建設工事の電子入札を開始した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>電子入札については、10か年事業計画に基づき進めていく。平成24年度中に入札制度等検討委員会において、拡大の時期及び対象範囲について検討する。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	公売の実施		類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部 収税課	関連する部局課名	債権管理対策室	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成22年度に新設された債権管理対策室において、債権管理委員会により、「債権管理計画」が策定され、平成24年度から差押財産拡大分の実施を行うこととなっている。</p> <p>また、これまで収税課においても、日常業務におけるノウハウや実績を蓄積しつつ、積極的に換価の容易な給料、年金、各種預貯金、生命保険等を中心に差押を行っている。しかし不動産や自動車については、滞納処分を実施しても換価手段が市としては、無いため、長期間に渡る差押不動産案件を含めて、処理できていないのが現状である。</p>				
今後の指針（案）				
<p>これらの問題を収税課と債権管理対策室とが共同して解決し、市財政の健全化、公平公正な市政の運営を推進するために、全国的に滞納整理の手段として定着しつつあるインターネット等による差押財産の公売を行う。</p> <p>方法として、自動車等の差押財産については、インターネット公売による、せり売りを予定しており、また不動産（土地・家屋）については、導入実施初年度になる等の観点から、当面は希望参加者による、対面式での入札による公売を考えている。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	債権管理事務執行体制の確立	類別	新たな政策課題
担当部局課名	総務部 債権管理対策室	関連する部局課名	福祉部児童福祉課・国保課・介護福祉課、環境部下水道管理課、水道局総務課他
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>①行政改革大綱2007の実施計画「滞納整理部門の統合の検討」について、財政課所管の「市税、使用料等徴収率向上対策委員会」において平成19年度から議論を開始。</p> <p>②平成21年12月議会で、総務部の所掌する事務に債権管理に関する事項を追加する旨の事務分掌条例改正。</p> <p>③平成22年4月 債権管理対策室を設置し、債権の適正な管理と特定債権の滞納整理業務を推進することとなる。</p> <p>④平成22年9月 「新居浜市債権管理計画」の策定。</p> <p>⑤平成23年1月4日 保育所保育料40件・国保料10件の移管を受ける。</p> <p>⑥平成23年1月25日 保育料1件について銀行預金を差押。</p> <p>⑦平成23年6月1日 保育料8件・国保料2件の追加移管を受ける。</p> <p>⑧平成24年3月末現在の実績 徴収率46.49% 徴収額 25,081,983円 (本料 21,754,222円、督促手数料9,000円、延滞金3,318,761円) 差押 35件 (預貯金 9件、生命保険 19件、給料4件、売掛金1件、不動産1件、自動車1件)</p>			
今後の指針 (案)			
<p>平成24年5月に移管を受け保育料・国保料・介護保険料・後期高齢者医療保険料については、移管期限の平成25年3月まで徹底した財産調査を進めていき、滞納処分による徴収率の向上を図る。また、平成24年度からは自動車・不動産の公売を実施するが、その他の対策室の事務内容については、次の内容について平成24年度中に債権管理委員会で協議決定する。</p> <p>①差押対象債権の拡大については、下水道使用料や下水道事業受益者負担金等及び水道料金について、平成25年度から実施する。</p> <p>②非強制徴収公債権に係る督促手数料及び延滞金徴収の拡大を図る。</p> <p>③徴収率向上対策については、強制徴収債権の徴収率の目標設定等について、精度の向上を図る。</p> <p>④「保証人対応事務マニュアル」を作成する。</p> <p>⑤上記事務内容の拡大等に伴い、「新居浜市債権管理計画」を改訂する。</p> <p>⑥債権管理条例の平成27年度以降の制定を目指し、事務スケジュールを決定する。</p>			
庁議決定 (指針・方向性)			



(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	心身障害者福祉センターの大規模改修	類別		懸案事項	
担当部局課名	地域福祉課	関連する部局課名			
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>心身障害者福祉センターは、昭和51年9月に本館、昭和57年に作業訓練等が建設され、開設以来35年が経過しており、施設の老朽化や機器設備の劣化が著しく、施設管理上支障をきたしている。また、当初予算編成時には浸水対策や名称変更の検討指摘があり、さらに、定期監査では、利用者の減少傾向を改善するためのセンターの有効利用と利用者拡大等対策の検討指摘がなされている。そのため、利用者の利便性の向上及び安全性を確保するために、平成24年度に大規模改修を予定しており、平成23年度はその改修に向けての設計を行う予定である。</p> <p>平成23年度は指定管理者や利用者団体、自立支援協議会委員を構成員とする心身障害者福祉センター改修協議会を設置し、センターの優先改修箇所や利用者拡大のための方策等について協議を重ね、改修設計書が完成した。平成24年度はこの設計に基づき改修工事を実施するが、センターで実施している事業にできるだけ支障がなく、利用者の安全を確保しながら実施する必要がある。</p>					
今後の指針（案）					
改修スケジュール					
5月 業者公募 建築課と打ち合わせ。契約内容に関する仕様書を作成（4月中） 入札に関する条件、入札日等の公表（公告）					
6月 業者決定 6月末に電子入札による業者決定。					
7月 着工・詳細調査 センターでの実施事業に影響が少ない形での工程管理					
8月～2月 工事 改修箇所をブロックに分けて順次改修					
①新館 便所、事務室・相談室周り、視力障害者用室（2か月）					
②本館 作業室、会議室、浴室（2.5か月）					
③本館 玄関周り					
④外装					
3月 検査					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	慈光園の指定管理者制度導入	類別	懸案事項
担当部局課名	介護福祉課	関連する部局課名	慈光園
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新慈光園の管理運営については、平成24年4月からの指定管理者制度導入を目指して平成23年度に事業者公募を実施したが、応募者はなかった。このため、新慈光園の入所者のサービス向上、経費の節減等を図るため、募集条件を精査したうえで、平成25年4月からの指定管理者制度導入を目指す。			
今後の指針（案） 募集対象事業者の範囲検討・意向確認、年間管理経費等の条件を精査した上で、指定管理者の公募・決定及び引継ぎ等を行う。 今根度のスケジュール 1 社会福祉法人以外の指定管理者導入について、指導権限を有する県の見解を東予地方局に確認中（4月） 2 平成23年6月からの管理実績に基づき、年間管理経費の積算（4月、5月） 3 市内の社会福祉法人等から応募に関する要望等を調査（4月、5月） 4 募集条件の協議（5月企財会） 5 県の見解確認後、社会福祉法人以外の指定管理者導入が可能であれば、「新居浜市老人ホーム設置及び管理条例」改正（6月議案） 6 以後のスケジュール 7月 募集要項決定 8月 指定管理者の公募（1か月程度） 10月、11月 指定管理者候補者の選定 12月議会 指定管理者の議決 平成25年1月～3月 引継ぎ 4月 指定管理者による管理の開始			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）の策定	類別	懸案事項	
担当部局課名	介護福祉課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成23年度当初にニーズ調査を行う必要があるため、本計画策定支援業務委託先の選定を指名型プロポーザル方式で実施した。 独居高齢者の見守り体制の整備については、平成23年度の見守り推進員数を暫定的に259人としたが、今後の団塊世代が高齢化していく状況を見据えた継続可能な体制整備について、連合自治会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会（市、支部、見守り推進員）に参加いただき協議している。これまで、2月1日及び3月15日の2回開催した。				
今後の指針（案） 高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）については、平成24年度からの3か年計画となるが、介護保険施設の基盤整備に重点が置かれた4期計画を検証し、団塊の世代がすべて高齢者となる平成26年度末を見据えた計画を策定したい。 また、独居高齢者の見守り体制の整備については、現在の見守り推進員の任期が今年9月末までであることを踏まえながら、引き続き協議を継続していく。今後の方向性として、当面は要綱改正等を行い現体制の維持を図りながら、自助・共助・公助の連携による、地域福祉という視点での見守り体制構築ができるよう協議を進めたい。3回目の協議は、5月10日に予定している。 <b>事業完了【平成24年3月30日高齢者福祉計画（第5期介護保険事業計画）決定】により廃止</b>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	東新学園の建て替えについて		類別	新たな政策課題
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	福祉部東新学園	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>東新学園、慈光園の両園はいずれも築後30数年経過し老朽化が著しいことに加え、プライバシーの確保やバリアフリー化等の対応が困難であり、入所環境の改善及び管理上の統合を図るため複合施設として建替えを進めていた。</p> <p>建替え候補地として平成15年3月の企財会において旧桃山学院短期大学グラウンドが適当との方向づけをし、平成15年度には、プロポーザル方式による基本設計を実施、16年6月、国に補助金申請を行った。</p> <p>しかしながら、平成16年の台風災害で、財源確保が困難になったことと市内の山際の福祉施設の多くが災害をうけたことから、補助金申請を取り下げ、予定していた実施設計予算を削除して候補地の土石流被害の検証をおこない、土石流被害についての影響はほとんどないとの検証結果となり、平成17年7月9日、地元自治会に対し施設建設についての説明会を行った。その後、候補地が高齢者生きがい創造学園の講座の一部に供されていること及び地域に解放されている等の利用状態にあり、地元の反対運動と財源確保が難しいことから、計画は一時中断状況となる。</p> <p>平成18年、慈光園・東新学園・心身障害者福祉センター・公立保育所等福祉施設の老朽化に伴う対応について福祉のまちづくり審議会に諮問し、平成19年、慈光園・東新学園の複合施設から単独施設の建設が望ましいとの答申を受け、慈光園を先行して西滝グラウンドに建設し、平成23年6月1日供用開始となる。</p> <p>東新学園の建て替えについては、平成20年度福祉のまちづくり審議会で審議され、旧西滝グラウンド南側に慈光園に併設する形で建設する内容の審議報告がなされている。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>現在、国においては施設建設のハード交付金を縮小・廃止の方向であり、特に公立の施設については廃止されている。このような中、児童養護施設の建て替えは現在補助の対象になっていることから、国の補助を利用し建設する必要がある。しかし、この補助は先行き不透明でいつ廃止されるか分からない状況であり、建設時期については国の動向を見極める必要がある。</p> <p>今後は、国庫補助の関係もあることから、できるだけ早期に着工できるよう、建設場所を確定のうえ、施設規模、形態及び建設時期等について<b>平成24年度中には基本方針を決定したい。</b></p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成15年)

事項名	保育所の民営化について	類別	議会答弁
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>平成14年12月議会において、公立保育所の民間委託についての質問があり、それぞれの施設の整備状況、児童の入所状況、地域性等について総合的に勘案し、5年を目途に民間委託の検討を進めると答弁。</p> <p>平成16年6月に「新居浜市立保育所民営化等検討委員会」を設置、検討を行った。</p> <p>その後、平成17年7月に市民による「新居浜市立保育所民営化検討協議会」を設置、検討を行った。</p> <p>検討協議会からの報告を受け、平成18年5月に基本方針(案)を作成。保護者説明会、職員説明会、パブリックコメント等を経て、11月に基本方針を策定した。</p> <p>(平成20年4月八雲保育園を民間移管、以降21年南沢津保育園、22年中萩保育園、23年新居浜保育園を順次移管)</p> <p>基本方針に基づき、平成20年に八雲保育園を、平成21年に南沢津保育園を民間移管したが、平成22年移管予定の中萩保育園については、廃止条例議案の継続審査や保護者会からの陳情の採択により、廃止条例議案を撤回し、保育所民営化の検証を行い、その検証結果に基づき民営化計画を見直すこととした。</p> <p>そして、平成21年度に民間移管後1年を経過した八雲保育園の検証を実施し、その検証結果に基づき、民営化計画を見直した結果、平成24年に中萩保育園を、平成25年に新居浜保育園を民営化することに決定した。</p> <p>この計画に基づき、平成24年に中萩保育園の民間移管を行い、続いて新居浜保育園の民営化を進めることとしたものの、民営化基本方針策定当初の前提条件である保育所の継続的・安定的な運営が見込まれる120人の定員を満たさなくなることが判明したことから、現行方針を再検討した結果、新居浜保育園の民営化を中止することとした。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>民営化中止を決定した新居浜保育園を含め、今後各公立保育所における定員充足率などの状況を見極めながら、新たな民営化方針について検討することとする。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式) **重要事業及び懸案事項管理表**

(選定年度：平成15年)

事項名	若水乳児園・若宮保育園の建て替えについて		類 別	懸案事項	
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名			
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>若水乳児園・若宮保育園は老朽化が著しく補修が必要な箇所についてはその都度修繕しているが、抜本的な対策が必要であり、議会においてもその危険性について指摘がある。</p> <p>18年3月議会において、両保育園の今後の整備のあり方については、「新居浜市福祉のまちづくり審議会」に諮問し、市としての方針を出すという答弁を行った。</p> <p>このことから、福祉のまちづくり審議会に諮り、平成22年11月には、建築費及び管理費等の節減を考慮して、両園の合築により建て替えを計画する旨の審議報告がなされた。</p> <p>これを受け、同月、企画財政会議において、両園の合築により平成23・24年度の2か年で新若宮保育園を若宮小学校敷地に建設するよう決定した。(23年度 調査・設計、24年度 建設工事)</p> <p>平成23年度は、平成24年度の建設工事に向けた地質調査及び実施設計を実施した。</p>					
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成23年度に行った実施設計に基づき、平成24年度において新若宮保育園の建築工事(外構工事を含む)を行い、平成25年度に開設する。</p> <p>工事に際しては、6月議会で工事契約議案の議決後に工事着工となるため、年度内竣工に向けた工期に余裕がないこと、また小学校・公民館の整備工事との関連があるため、それぞれの運営に支障が出ないように、十分な調整が必要となることなどに留意を要する。</p> <p>また、旧若宮保育園の跡地活用については、地元自治会の要望を踏まえた対応としていることから、工事の進捗状況と合わせて話し合いの機会を設け、事務を進めることとする(解体・整備工事は平成25年度)。</p>					
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	保育所保育料の収入未済額の減額について	類別	監査指摘
担当部局課名	福祉部児童福祉課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>保育所保育料の収入未済額の増加については、平成22年度定期監査においても指摘されている。</p> <p>平成23年度における滞納繰越分の収入未済額は、69,955千円となっており、平成22年度に比べ4,259千円、5.7%減となっている。また、収納率についても、平成22年度は91.4%となっており、平成21年度と比較して0.6%上昇している。(現年度分の徴収率については、平成19年度97.29%、平成20年度96.86%、平成21年度96.59%、平成22年度97.39%)</p> <p>滞納対策については、平成22年度に設置された債権管理対策室へ悪質な滞納者を移管することにより、滞納処分を行い、厳正に対処している。また、児童福祉課においても、これまでの取り組みに加え、子ども手当について現金払いができるようにして保育料滞納分への充当を指導するほか、平成22年8月以降、全ての未納者に対して督促状を毎月送付し、督促手数料・延滞金の徴収を開始するなど、滞納対策の強化に取り組んでいる。</p>			
今後の指針(案)			
<p>保育料の未収額については、卒・退園者については増加することはないものの、在園者分については今後も増加することが予想されることから、未収額の増加を抑えるため、これまでは在園者について優先的に対応してきたが、今後は保育料徴収に係る人員配置要望を行い、体制を整備したうえで、卒・退園者への対応についても強化していく。</p> <p>今後も市民負担の公平性を確保するため、債権管理対策室と連携して徴収強化を検討・実施して悪質滞納者に厳正に対処していくとともに、収入未済額の減額・解消に向けた取り組みを行っていく。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	新居浜市まちづくり協働オフィス事業の推進	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>H18.7 NPO法人委託により事業開始 *事業内容は受託団体の企画提案による。</p> <p><b>【23年度の主な事業】</b></p> <p>(1) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること オフィスHPの管理(アクセス 949件/日)、ニュースレターNo.40~48発行、各種相談対応(連携仲介、事業申請等28件)他</p> <p>(2) 市民活動に係る調査及び研究に関すること 協働オフィス交流会参加者アンケートの実施、未来のまちづくりを協働で考えよう事業で協働事業市民提案制度に関するアンケート、協働事業意見交換会の実施(緊急雇用創出事業活用)</p> <p>(3) 市民活動に係る交流及びネットワーク形成の推進に関すること 情報交換会：協働オフィス交流会の開催、おしゃべりカフェの開催(延164人)、各種事業の連携支援 他</p> <p>(4) 市民活動と行政の協働事業に関すること CATV広報番組「協働オフィス交流会を開催」を自主制作放映 生涯学習大学講座「にいはま若者塾」の企画実施延170人 他</p> <p>(5) 市民活動団体に対する会議場所及び機材の提供等に関すること 施設管理及び機器メンテナンス オフィス利用者延6,092人(前年度比-317人)</p> <p>(6) その他 講師依頼対応:1件、視察対応:1件、インターン受け入れ:1人、にいはままちづくり市民バンクの助成事業の実施 他</p> <p><b>【利用登録団体数の推移】</b></p> <p>(推移) H18.7(事業開始月)末:59団体 H18年度末:108団体 H19年度末:142団体 H20年度末:169団体 H21年度末:183団体 H22年度末:194団体 <b>H23年度末:203団体</b> (前年度末比+9団体)</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>・今後も、オフィスの目的や事業広報に受託団体と協働で取り組み、さらなる利用促進を図るとともに、「協働事業推進のためのガイドライン」に基づいて、協働事業市民提案制度等の行政側の環境も整備し、「協働」を理念から実践へと進めていく。(ex.市既存事業に対する市民提案募集の検討、職員研修の実施等)</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	地域コミュニティ活動への支援	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>本市の地域コミュニティの中核的組織である自治会は、それぞれの地域で福祉、環境、防災・防犯活動等様々な役割を果たしていただいているが、近年の生活様式の変化や個人の価値観の多様化などの要因から自治会加入率は、年々低下している。</p> <p>このような状況から、市連合自治会への加入促進活動への積極的な協力とともに加入率低下による財政的基盤の弱体化を軽減するために、連合自治会に対する財政支援の拡充を図ることとし、平成20年度から従来の公募による補助金制度よりも安定性のある交付金制度をスタートさせ、広報活動事業、防犯活動推進事業、ごみ減量化等啓発事業などの支援を安定的に実施するとともに、新たに「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」を新設した。魅力あふれる地域コミュニティ創生事業においては、平成20年度から平成23年度までに自主防災の充実強化に関する活動、安全・安心なまちづくりに関する活動、歴史・文化等地域資源を活かす活動、健康増進・スポーツ振興に関する活動、地域環境の美化・保全に関する活動など地域の<b>自主性</b>と独自性を活かした多種多様な活動に取り組んでいただき、適正に実施された。</p> <p>また、交付金制度については、平成22年度に見直しを行い、防犯活動推進事業などの充実を図るとともに魅力あふれる地域コミュニティ創生事業を継続して実施することとした。<b>さらに、平成23年度より新たに高齢者等の熱中症予防及び節電対策事業を新設し、支援の充実を図った。</b></p> <p><b>H23実績</b> 防犯活動推進事業<b>18,675</b>千円（各単位自治会312箇所） 新居浜市広報活動事業<b>25,089</b>千円(市・各連合自治会・各単位自治会312箇所) ごみ減量化等啓発事業 <b>462</b>千円（各連合自治会（18箇所）） 魅力あふれる地域コミュニティ創生事業6,300千円（連合自治会他計<b>27</b>事業） <b>熱中症予防及び節電対策事業147千円（実施自治会 17箇所）</b></p> <p>また、自治会加入促進についても、自治会加入促進小委員会において協議しながら、3月を加入促進月間と定め、<b>市内3か所での街頭キャンペーン</b>をはじめ、加入促進アンケートの実施や市政だよりの特集記事などで広報を行い、<b>未加入世帯への加入促進を展開するとともに、役員のみならず手不足を少しでも解消するために、自治会の仕事をわかりやすく説明した「自治会長さんのための便利帳」を平成24年2月に作成し、各単位自治会へ配布した。</b>（H24.1月現在加入率<b>69.1%</b>）</p>			
今後の指針（案）			
<p>自治会支援策としての交付金制度をより有効に活用していただくとともに、「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」や「<b>熱中症予防及び節電対策事業</b>」により、地域特性を活かした魅力ある地域づくりを図ってもらうことを主眼に活動していただき、事業が適正に執行されるようチェックしながら、「自立・連携のまちづくり」、「<b>地域コミュニティ活動</b>」推進のため、自治会と連携して取り組んでいく。</p>			

なお、交付金事業は、3年ごとに見直すこととし、今後とも事業成果を見ながら支援の充実を図る。防犯活動推進事業については、平成23年度から防犯灯の灯数に応じた「灯数割」を導入したため、適正な事務処理に努めるとともに、**防犯灯LED化推進のための整備方針を決定していく。**

また、自治会の加入促進についても、市連合自治会との連携を密にしながら、加入促進を図っていくと同時に市職員の自治会への加入率向上を図っていく。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	消費生活の安定と向上	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部市民活動推進課 (消費生活センター)	関連する部局課名	食の安全、電気製品・施設機器の瑕疵等、多くの課所に及ぶ。
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市は、昭和55年以降、消費生活をめぐる苦情やトラブルなどの相談に応じるため、県下ではいち早く消費者相談窓口を設置し、今日まで積極的に対応してきており、県下においては先進市として周知されている。</p> <p>国においても、<b>近年</b>、全国的に食品の不正表示、悪質商法など消費者（国民）の信頼を裏切る事件が顕著になってきていることから、消費者・生活者の視点にたった行政に転換するべく、H21年9月に消費者庁が設置された。</p> <p>本市においても国の地方消費者行政活性化交付金により、愛媛県が造成した「地方消費者行政活性化基金」を活用して、従来の相談窓口を拡充し、H22年4月より消費者安全法に基づく新居浜市消費生活センターを設置した。</p> <p>平成22年度には、消費生活相談員を2名から3名に1名増員して、相談体制の充実を図るとともに、<b>貸金業法の完全施行にあわせ</b>弁護士や司法書士による多重債務法律相談を月1回実施するなど、相談機能の強化を図った。<b>平成23年度についても、地方消費者行政活性化基金を活用して相談機能の充実を図るとともに、基金事業を1年間延長した。</b></p>			
今後の指針（案）			
<p><b>悪質商法や投資にかかわる取引の被害を未然に防止するため、消費生活センターで受けた相談や国や県等からの情報を収集し、社会福祉協議会、地域包括センターなどの関係機関と連携して、消費者啓発・教育活動の強化をするとともに情報発信を充実させる。さらに、消費生活相談員及び担当職員の専門知識や相談対応能力の向上を図ることにより、相談事例の迅速な解決に努め、『困った時には頼りになる市役所づくり』を一層強化していく。</b></p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成16年)

事項名	愛媛県人権対策協議会新居浜支部の機能回復	類別	懸案事項
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
平成 3年6月30日	支部の意見の相違により支部を解散する。		
平成 3年8月	2つの団体組織が結成される。		
平成 8年6月	協議会方式により半年間支部運営がなされたが、運営停止する。		
平成13年3月	支部運営と支部長の選任について協議を図ったが、2名の出席で開会できなかった。		
平成14年4月26日	愛媛県同和対策協議会が総会で名称変更を議決する。 (愛媛県同和対策協議会から愛媛県人権対策協議会へ)		
平成 3年6月	愛媛県同和対策協議会新居浜支部内の意見の相違により支部を解散したその後、県当局、関係者及び関係団体との協議を重ねたが、合意には至らなかった。		
平成 8年8月	新居浜市と意見の相違する双方との合意のもと、確約書を交わし、協議会方式により会を運営することとした。 約6か月間支部の運営が続いたが、その後、確約書の白紙撤回及び役員の変更等の申し出があり、これらの件について協議会を開催しようとしたが、意見の相違により開催できない状態が続いている。		
平成13年2月	確約書に基づく協議会開催を図るため、当時の役員の話し合いの場を設けたが、確約書の解釈に相違があり、会議開催には至らなかった。		
平成21年	平成8年当時の協議会役員に対し、協議会の再開に向けて意見を聞くが前進なし。		
平成23年	愛媛県人権対策協議会が新居浜支部と認める組織の支部長が交替し、新しい支部長から支部として活動するための財政的な支援を要請されている。		
今後の指針(案)			
支部は任意団体であり、行政としての関わりにはおのずと限りがあるが、平成8年に設置した協議会を足がかりに支部の正常化に努めてきたが、協議会の再開は困難な状況となっている。			
愛媛県人権対策協議会が新居浜支部と認める組織に対して、新居浜市が愛媛県人権対策協議会新居浜支部として財政的な支援を行うための条件(組織としての活動実績、事業計画、会則、総会の開催など)について、市としての考え方を示していく必要がある。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	住宅新築資金等貸付金の償還推進	類別	議会答弁・懸案事項								
担当部局課名	市民部人権擁護課	関連する部局課名									
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
<p>昭和48年から平成7年まで23年間にわたり貸付が行われ、現在は償還のみとなっているが、徴収率の低下に伴い市財源の確保と市民に対する公平な行政という観点から貸付金の償還については、未納者の解消を図るためこまめな臨戸徴収に重点をいれている。</p> <p>平成18～20年度と県内住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者会議を開催する中で、債権の確保と回収事務を懸案課題として、法的措置についても実態の把握を行うとともに、弁護士と同席を得て法律上の見解をいただきながら研究している。</p> <p>庁内の償還推進体制の強化をはかるよう議会でも求められている。</p> <p>平成21年4月開催の県下の副市長会に県レベルでの連絡協議会の設置及び滞納整理組合的組織の設置についての研究・検討を提案し合意を得た。また、11月に県下の町も含めて連絡協議会を設置することについて提案し、11市5町から連絡協議会へ参加することについて賛同を得た。</p> <p>平成22年8月に愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会を設置し、<b>情報交換や弁護士、司法書士を招へいし債権管理について研修を行っている。</b></p> <p><b>本市では、平成22年度から司法書士に依頼し、債権管理や個別の事例について検討協議を行い滞納解消に向けた対応をしている。</b></p> <p><b>結果、平成22年度には滞納額がわずかではあるが減少し、平成23年度についても減少する見込みである。</b></p> <p><b>償還状況（平成22年度決算）</b></p> <table><tr><td>貸付金</td><td>2,312,340千円（利子含2,873,580千円）</td></tr><tr><td></td><td>646件（442人）</td></tr><tr><td><b>総調定額</b></td><td><b>2,813,433千円</b></td></tr><tr><td><b>滞納繰越額</b></td><td><b>199,440千円</b></td></tr></table>				貸付金	2,312,340千円（利子含2,873,580千円）		646件（442人）	<b>総調定額</b>	<b>2,813,433千円</b>	<b>滞納繰越額</b>	<b>199,440千円</b>
貸付金	2,312,340千円（利子含2,873,580千円）										
	646件（442人）										
<b>総調定額</b>	<b>2,813,433千円</b>										
<b>滞納繰越額</b>	<b>199,440千円</b>										
今後の指針（案）											
<p>平成22年度に設置した愛媛県住宅新築資金等償還事務市町連絡協議会において、債権管理等に関する事務を共同処理するための組織づくりについての調査・研究や償還推進に向けての研修会及び情報交換を行い参加市町との連携を図りながら滞納の解消に努める。</p> <p>平成23年度に引き続き、司法書士及び顧問弁護士等の専門家に個々の事例について法的相談や事務処理の指導を受け、納付意思のない方については法的措置を講ずる等の対応を行う。</p>											
庁議決定（指針・方向性）											



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	ワンストップサービスの実施	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	市民部市民課	関連する部局課名	住民異動に伴って手続きの発生する課、電算システム担当課、人事担当課及び庁舎管理担当課など多数
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>【市民課が主管課になる以前の取り組み（平成18年度以前）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○行政改革大綱（平成14～18年度）「窓口業務の一元化」</li><li>○行政改革大綱の見直し（平成16～18年度）「ワンストップサービス窓口の開設」</li><li>○「迅速・丁寧」専門部会が、ワンストップサービス実施に係る検討結果をまとめる。（平成18年9月8日）</li></ul> <p>【市民課が主管課になってからの取り組み（平成19年度以降）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ワンストップサービス推進委員会の設置：9課18名（平成19年7月30日～平成20年3月31日）</li><li>○「ワンストップサービス実施に係る検討結果報告書」を作成（平成20年3月31日）</li><li>○「件名：ワンストップサービスの実施について」企画財政会議実施（平成20年8月19日）</li><li>○ワンストップサービスプロジェクト会議の設置：9課10名（平成20年10月7日～）、10課11名（平成23年度～）</li></ul> <p>平成20年度4回、平成21年度2回、平成22年度2回開催、平成23年度1回開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○転入に伴う乳幼児医療受給資格認定申請など14手続きの取扱いを市民課②番窓口で開始（平成21年2月25日～）</li><li>○市民課にフロアマネージャー 臨時職員2名、(平成23年3月から緊急雇用1名、平成23年度は2名)を配置(平成21年4月1日～)</li><li>○平成22年度も引続きプロジェクト会議を開催し、住民異動に伴う諸手続きの一部取り扱いやフロアマネージャーの取り組み状況について検証するとともに、これからの取り組みとして市民課窓口の年度末時間延長や、次期基幹業務システムにおける申請書の自動作成などの総合窓口機能の活用について協議を行った。</li><li>○平成23年度のプロジェクト会議で、平成24年10月個人別手続き案内票を発行すること、申請書記入事項等の簡素化については、新基幹システムを使用する中で、経費をかけずに実現可能な方法を検討していくことを決定した。</li><li>○フロアマネージャーの処理実績は、平成21年度（6月～3月）13,921人、平成22年度（6月～3月）23,427人で、利用者が大幅に増加した。平成23年度は1日平均148人。</li><li>○平成23年3月28日から31日まで（4日間）、17時15分から19時15分まで2時間の年度末時間延長を実施した。</li><li>○平成24年3月28日から30日まで（3日間）、17時15分から19時15分までの2時間の年度末時間延長を実施した。</li></ul> <p>4月1日(日)は、8時30分から17時15分までの日曜日の臨時開庁を実施した。</p>			



今後の指針（案）

平成24年度から市民課窓口で、新基幹システムの総合窓口機能を活用した「個人別手続き案内票」を発行する。そのほかにも低コストでしかも市民の利便性向上に効果的な方法についてプロジェクト会議で検討し、できることから順次取り組んでいく。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	地域防災力の向上（防災士育成、自主防災組織の育成強化、要援護者支援プラン）	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	市民活動推進課 消防本部
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 (1) 自主防災組織の結成率は、校区単位では100%となったが、最も身近なコミュニティである単位自治会を基本単位とする自主防災組織の結成促進に向けて、啓発活動を実施するとともに、出前講座等を通じて、地域における防災に備えての知識や技術面での普及・助言活動を推進している。 (2) 自主防災組織の拡充を図るため、平成16～18年度に、校区自主防災組織に対して、結成支援事業（1校区200千円）を実施したほか、防災倉庫を7校区に設置した。平成19年度には、自主防災組織育成モデル事業として、泉川校区での資機材整備・リーダー育成研修等を実施した。平成20年度には、コミュニティ助成事業（1,400千円）、地域安心安全ステーション整備モデル事業（1,000千円）、市補助金公募（126千円）により、4組織に対する資機材整備補助を実施した。平成21年度には、地域防災スクールモデル事業を金栄、若宮の2校区をモデル地区として実施し、小学校、地域及び地元消防団員等が一体となった防災体制の整備を推進した。平成23年度には、コミュニティ助成事業（2,500千円）により、船木校区、大生院校区に対する資機材整備と小中学校、地域及び地元消防団員等が一体となった防災体制の整備を推進した。また、コミュニティ助成（2,000千円）により、角野校区に対する資機材整備を実施した。 (3) 平成24年3月31日現在の結成率 結成率＝100%（結成組織数＝109組織 結成自治会数＝312単位自治会） 平成14年度結成率＝12.8% 平成15年度結成率＝15.6% 平成16年度結成率＝30.0% 平成17年度結成率＝73.6% 平成18年度結成率＝96.4% 平成19年度結成率＝100% (4) 平成23年度より、県が実施する防災士養成講座制度を活用し、地域防災リーダーとなる人材を3年間で、150人育成するよう取り組んでいる。23年度の実績は、46人であった。 (5) 災害時要援護者台帳は、民生委員と自治会の協力により、平成21年度に市内全域について調査及び台帳の作成が完了し、それ以降、毎年更新を行っている。平成23年度末時点では、3,726人が要援護者として登録されており、うち、1,983人について地域支援者（原則2人）が決定している。			

今後の指針（案）

- (1) 校区自主防災組織の結成については、平成19年に全小学校区での結成が達成されていることから、特に今後は、単位自治会での出前講座による啓発活動の推進や防災訓練への積極的な参加とともに、必要な消耗品（非常食・飲料水・燃料等）の提供などを通じ、一層積極的な取り組みを推進していくこととする。なお、校区単位での防災訓練への参加・協力についても、引き続き積極的に取り組んでいくこととする。
- (2) 自主防災組織の活性化を支援するため、研修会等への参加呼びかけや、資機材整備についての自治総合センターの助成制度の積極的な活用を図るとともに、自治総合センターによる事業採択が受けられなかった場合においても、計画的な資機材整備が図られるよう、市独自の支援制度の新設について、具体的な検討を行うとともに、早期の制度運用に向けて計画的な取り組みを推進していくこととする。
- (3) 平成23年度に引き続き、平成24年度においても県が実施する防災士養成講座制度を活用し、新たに50人の防災士の育成を図る。
- (4) 毎年、新たに要支援該当者となられた方について、民生委員に聞き取り調査を依頼し、支援の必要な方の台帳を整備するとともに、できる限り地域支援者を決めていただくよう自治会に依頼し、災害時における要援護者の安否確認や避難支援体制の確立に努める。

庁議決定（指針・方向性）

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	災害時要援護支援プランの充実	類別	公約
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	地域福祉課、介護福祉課、地域包括支援センター、市民活動推進課 総務警防課、予防課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>自主防災組織の結成率は100%に達したところであるが、これを有効に機能させ、災害時要援護者（以下、「要援護者」という）の安否確認や避難支援ができるまでには至っていない。</p> <p>支援プランは、その策定方針を定めた全体計画と、要援護者一人ひとりの個別計画（台帳）で構成され、全体計画は平成20年度に策定済である。個別計画の作成は、平成18年度より着手し、民生児童委員協議会と校区連合自治会の協力により、平成21年度までに市内全域の要援護者把握調査を終え、平成22年度以降これに更新を加えている。平成23年3月時点で3,939名の台帳が登録されており、このうち2,020名については、既に地域支援者（原則2人）が決定している。</p> <p>平成23年3月末時点での調査対象者：16,260名 登録同意：3,939名（台帳とリストを地域へ提供済）、 登録不要：9,009名、不同意：728名、転居死去：2,247名、未回答337名</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>当該重要・懸案事項については、平成21年度に全市的な台帳整備が完了し、22年度以降については、通常業務の範囲における更新作業となるため、「自主防災組織の拡充、育成強化」に包含することとし、削除とする。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	防災行政無線（二次整備）の拡充・強化	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	情報政策課 市民活動推進課 建築住宅課 他
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 固定系防災行政無線は、別子山地域のみを整備されていたが、整備から20年が経過し、老朽化が進んでいた。また、旧新居浜市においては、移動系の防災行政無線のみであったことから、市民に対する情報の伝達が十分行き届かない状況も見受けられた。</p> <p>(2) 平成19年度に新市計画に搭載し、庁内防災行政無線検討委員会での審議を経て、全体計画を提示し、平成21年度に、実施設計（電波伝搬調査込）を実施した。</p> <p>(3) 平成22年度、全市を一つのシステムとして60MHz帯のデジタル同報系防災行政無線を整備した。別子山地区については、親局設備、中継局設備のほか従来の機能である屋外拡声子局7局、戸別受信機130機をそれぞれ更新整備し、旧新居浜地区については、公民館等の避難所に双方向通信が可能な屋外拡声子局21局とその他2局の23局を整備し、学校・幼稚園等の人が多く集まる公共施設に、戸別受信機を設置した。</p> <p>また、Wi-Maxとの連動を図り、リアルタイムで河川の監視を行うことのできる河川水位監視カメラを5基整備した。</p> <p>(4) 平成23年度においては、現在の防災行政無線の一層の有効活用を図るとともに、地域住民への緊急災害情報等の円滑かつ迅速な伝達を図るため、自治会広設備との接続に係る調査設計業務を実施した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成24年度においては、平成23年4月1日から、運用を開始した同報系防災行政無線の有効活用を図るとともに、更なる防災情報伝達体制の充実を図るため、Wi-Maxを利用した既存の自治会広報設備（約200箇所）との接続を実施することとしている。</p> <p>また、津波や台風時の異常潮位に備えて、市内3か所（沢津・中須賀・黒島の予定）に潮位監視カメラを設置することとしている。</p> <p>なお、供用開始は、平成25年4月1日を予定しているところである。</p> <p>さらには、第二次整備後においても残される緊急防災情報等の難聴地域の解消に向けて、計画的な取り組みを推進することとしたい。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	老朽家屋対応方針の調査・検討	類別	議会答弁
担当部局課名	市民部防災安全課	関連する部局課名	消防本部 予防課 建設部 建築指導課 環境部 ごみ減量課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>(1) 関係各課による庁内検討会において、情報交換と今後の対応方針に関する調査・研究を実施するとともに、市民からの通報によって覚知した老朽家屋での対応については、環境・建設・消防担当部局等が個別に対応した。</p> <p>しかしながら22年度までの対応状況は、主に市民からの通報によるものであり、市内全域に点在している管理放棄家屋等の分布状況やその状態については、把握できていないのが実情であった。</p> <p>(2) このようなことを受け、平成23年度において、市内全域(57, 226棟)での実態調査を実施し、老朽危険家屋(3, 328棟)の所在地や状態に係る台帳を整備した。</p>			
今後の指針(案)			
<p>新居浜市内各所に点在している管理放棄された家屋等に対して、適正な指導・対応を行うための今後の基本的な方針について、関係各課との連携強化と意見集約を図り、今後における市の指導基準や具体的な対応方針を調査検討する必要があるため、「新居浜市空き家等の適正な管理に関する検討委員会」を設置し、本年度末を目途に、所要事項に関する調査研究を行うとともに、当面の老朽家屋対策の円滑な実施に向けての体制や対応策の検討についても、合わせて協議検討を実施する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	地域防災計画の修正	類別	議会答弁
担当部局課名	防災安全課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新居浜市地域防災計画の前回の修正（平成17年度）の後、土砂災害警戒区域や国領川浸水想定区域の指定、土砂災害警戒情報や緊急地震速報の導入、市全域における防災行政無線の整備が行われたため、平成23年度に計画の修正を予定していたが、東日本大震災の教訓を踏まえた対策を反映させる必要が生じたため、予定を変更し、庁内での見直し事項の検討を行った。また、平成23年12月に国の防災基本計画が修正され、平成24年度の早いうちに愛媛県の地域防災計画が修正される見込みであるため、県計画の修正後、すみやかに新居浜市地域防災計画を修正する必要がある。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>防災基本計画の修正や愛媛県の地域防災計画の修正と並行し、県との連携強化を図りつつ、新たな被害想定に基づき、人命尊重を第一とする対策を検討し、市民意見の反映、パブリックコメントを実施しながら素案を作成し、最終的には新居浜市防災会議により、地域防災計画の修正を行う。なお、防災マップについても修正を加え、市政だより（平成25年4月予定）とともに、防災マップを全戸配布する。</p> <p>また、地域防災計画の進捗状況をみながら、BCP（業務継続計画）の策定についても、計画的な取り組みを推進することとする。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	浄化槽設置整備事業	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	環境部 下水道建設課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 浄化槽の設置補助事業は昭和63年度から実施しており、平成16年度は170基、平成17年度は126基、平成18年度は105基、平成19年度は49基、平成20年度は53基、平成21年度は55基、平成22年度は56基、平成23年度は56基の補助をしている。平成23年度までの補助事業設置累計は1,786基となっている。				
今後の指針(案) 公共下水道事業計画区域外について、浄化槽設置の促進を図り、公共下水道整備と併せての水洗化率の向上を目指す。平成24年度は57基の補助を予定している。				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	地球温暖化対策地域計画の策定	類別	新たな政策課題・議会答弁
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市役所では、「エコアクションプランにいはま」において、温室効果ガス排出量の数値の把握、目標設定及び削減のための方策等について策定しているが、新居浜市域全体については策定していないため、平成21年11月に設立された新居浜市地球高温化対策地域協議会の設立準備会において、削減目標の設定や取組内容を取りまとめた「地球温暖化対策地域計画」の策定の必要性について提案された。 平成23年度は、本市における地域特性を把握するため、市民・事業者を対象に環境意識調査（アンケート）を実施した。また、新居浜市域の温室効果ガスの排出量の基準年及び将来推計に対して、削減目標の検討を行った。			
今後の指針（案） 地球温暖化を防止するため、新居浜市域全体の温室効果ガス排出量を算出し、温室効果ガス排出量の削減目標値を設定して、削減に向けた取り組みを行うための計画について、パブリックコメントや環境審議会への諮問等を経て策定する。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	環境自治体会議	類別	議会答弁
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 第19回環境自治体会議にいはま会議のための準備事務を平成22年度から行い、会議内容については、実行委員会や企画委員会において決定し、参加者を募集した結果、平成23年5月25日(水)、26日(木)、27日(金)の3日間で、延べ2,300人の参加があり、成功裏に開催できた。			
今後の指針(案) 平成23年5月に、にいはま会議を開催したことから廃止する。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	住宅用太陽光発電システム設置 補助事業	類別	公約	
担当部局課名	環境部環境保全課	関連する部局課名		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施している。また、国が、平成24年7月1日より再生可能エネルギー特別措置法を施行することもあり、ますますクリーンエネルギーへの関心が高まっている。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>平成21年度110件、平成22年度178件、平成23年度415件</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>住宅への太陽光発電の導入促進のため、設置費用の一部を補助する。平成24年度は、540件（4kw/件）の補助を予定している。</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	ごみ有料化	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境施設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>大型ごみの有料化については、平成13年6月議会に上程したが、継続審査となり、9月議会で撤回した経緯がある。その後、家庭ごみの処理を有料化する動きが全国的に広がっており、環境省も家庭ごみの有料化を推進する方向となっている。本市においてもごみの減量化を推進する必要があることから、庁内組織、新居浜市ごみ有料化調査研究委員会を平成16年4月に設置し、平成18年3月に結果を市長に報告した。</p> <p>その後、平成19年2月に「廃棄物減量等推進審議会」から出された有料化についての答申を基に、平成20年5月に家庭ごみ一部有料化計画(案)を決定し、まちづくり校区集会等での説明を実施した。しかし、10月22日に市連合自治会から、経済情勢が厳しい、家庭ごみ減量について啓発と減量施策が必要である、自治会未加入者の対策、適正なステーション管理等の検討が必要である、混乱を避けるため分別変更を先行する必要がある等の理由により、平成21年10月1日実施の見送りするよう要望書が出され、先送りを決定した。</p> <p>新9種分別への変更で、燃やすごみ対象を増やしたが、燃やすごみの収集量は想定量より少なくなっており、これは、生ごみ処理容器購入補助等により、生ごみ減量が進んでいる効果と思われる。ただ、生ごみ減量施策は、現在、個人への容器購入補助のみであり、今後は地域的な広がりを持つ施策等を検討する必要がある。現時点では減量施策の先行実施の効果の評価は難しい。</p> <p>大型ごみの有料化については、平成24年度の実施に向けて準備をすすめたが、東北大震災の発生により、経済情勢が悪化する中で、政府において増税が検討されており、新居浜市民についても税負担増等による生活資金の減少は避けられない状況にあり、今、大型ごみの有料化を行うことはさらなる負担を強いることになる。また、大型ごみを含む家庭ごみは、減量化施策の効果もあり平成16年度をピークに減少を続けている。このような状況を踏まえ、大型ごみ有料化の平成24年度実施は見送った。</p>			
今後の指針(案)			
<p>大型ごみを含めた家庭ごみの有料化について、減量化施策を推進するとともに、第5次長期総合計画の中で引き続き検討を行うこととする。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	ごみ分別収集事業	類別	新たな政策課題
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境施設課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 平成18年4月から9種分別収集を実施し、埋立ごみの削減、リサイクルの推進に大きな効果があった。さらにリサイクルを推進するため、プラスチック製容器包装、蛍光灯を分別収集し、びん、缶については袋収集からコンテナ及びネットによる回収を行い、また、不燃系ごみの雑ごみと小型破碎ごみを不燃物に統一してわかりやすい分別とするため、分別区分、収集方法を平成21年10月1日から変更している。			
今後の指針(案) びんの出し方(特に陶磁器の混入)、プラスチック製容器包装の出し方については、今後も啓発が必要であるが、新9種分別に変更して2年半が経過し、ほぼ定着しているため廃止する。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	ごみ減量化推進	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	環境部ごみ減量課	関連する部局課名	環境部 環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 生ごみ処理容器購入への補助（H3～）、資源ごみ集団回収への奨励金の支出（H2～）、最終処分場への搬入制限（H16、H20）、事業ごみ処理手数料の改定（H20）、分別区分の改定（H18、H21）、衣類回収（H22～）、食用油の回収（H23～）等に取り組み、台風災害ごみを除くごみ総量はH15の67,396トン进行ピークにH22には47,364トンまで減少している。 しかし、集団回収量を除く一人1日当たり排出量（H22）では、全国平均の917グラムに対し1,035グラムと100グラム以上多い状態である。			
今後の指針（案） 家庭ごみの排出状況調査結果では、燃やすごみとして、資源化可能な古紙類・古布・衣類が11%、生ごみが38%排出されており、生ごみの減量と集団回収を一層推進することでごみ減量化を推進する。H24年度では、新居浜環境市民会議との協働事業で生ごみの減量の取り組みを市民に広げていく。 事業系生ごみの減量については、民間事業者でメタンガス回収プラントの検討が行われており、市としてもバイオマス利活用構想策定事業の中で検討を行う。			
庁議決定（指針・方向性）			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公共下水道事業（污水施設）・浸水対策事業（雨水施設）	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	環境部 下水道建設課	関連する部局課名	環境部 下水道管理課	建設部 都市計画課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 公共下水道事業全体計画の見直しを平成15年に行っているが、第5次長期総合計画において行政人口の目標値が12万人に下方修正されたことから、人口減少に伴う計画諸元値を見直し、全体計画の修正を行うとともに、平成23年度末までが現認可期間となることから、併せて事業認可の変更手続きを行った。				
○事業認可区域拡大による変更告示（平成24年3月16日） ・認可区域面積2,367ha（240ha追加拡大） ・整備状況（平成24年4月1日現在） 整備済み人口：71,833人、人口普及率：57.73% 整備済み面積：1,821.83ha、面積普及率：76.97%				
今後の指針（案） 平成23年度末に拡大した区域やこれまで未整備の区域について、公共下水道污水施設及び浸水対策雨水施設の整備促進を図る。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	下水道事業経営の健全化	類別	懸案事項
担当部局課名	環境部 下水道管理課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>下水道事業にとって経営の安定化は最重点課題であり、中でも財源の確保という観点から、公共下水道事業の収入の根幹をなす下水道使用料については、昭和55年の供用開始以来概ね4年ごとに改定するとともに、収納率の向上にも努めてきた。</p> <p>平成21年12月議会で、下水道使用料を12.26%引き上げる下水道条例の改定が可決され、平成22年4月分から適用されている。平成22年度決算における汚水処理経費に対する使用料収入の割合は約65%であり、本来100%使用料で賄うべきである汚水処理経費について、多額の一般会計繰入金に依存している。</p> <p>下水道事業の普及啓発、水洗化の促進を図るため、下水道整備後3年経過した公共下水道未接続世帯に対する訪問調査を実施している。</p> <p>平成21年度に緊急雇用対策事業を活用し、公共下水道未接続世帯の訪問調査を実施し、水洗便所改造資金融資斡旋制度の周知を通じて更なる水洗化率の向上に努めた。</p> <p>汚泥消化ガスの有効利用と新たな財源確保を図るため、平成20年2月から余剰ガスの売却を行っている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>簡素で効率的な財政運営を推進するために、今後とも下水道使用料の改定を含む歳入の確保と効率的な事業運営に積極的に取り組む必要がある。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年度)

事項名	さらなる企業立地の推進	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	都市計画課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>多極型産業推進事業用地については、平成16年4月に福祉・住宅用地、多目的広場のゾーニングを変更し、新たな企業用地として、平成17年3月に8区画26,068㎡を設定したが、平成18年度末までにすべて分譲が完了し、立地がなされた。</p> <p>このようなことから、新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地(9区画、24,418㎡)の造成工事を行い、平成22年3月に多極型産業推進事業用地(9区画、28,604㎡)のゾーニングを変更した。</p> <p>また、内陸型企業用地として、立地予定企業と立地に関する協定書を調印し、平成25年4月の操業に対応するため、観音原地区の用地買収、<b>用地の売却</b>、用地造成等に取り組んでいる。</p> <p>企業立地促進条例について、新規立地企業や既存企業の新事業展開に対する優遇制度として、平成17年4月に企業グループによる立地形態など多様化する企業ニーズに対応した制度に改め、平成20年4月には、駅前大街区地域への立地に対する課税免除措置や中小企業に対する奨励措置の拡充を図るとともに平成22年度まで3ヶ年の延長を行い、平成21年4月には、民間遊休地への利活用を図るための奨励措置を新設した。平成23年4月からは、企業立地促進奨励金の限度額を1億円から3億円に、新たな奨励金として低炭素型事業促進奨励金を追加した。</p> <p><b>さらに、平成24年3月には工場立地法の特定工場に義務付けられている緑地及び環境施設の面積率について、用途地域に応じて基準を緩和する条例を制定した。</b></p>			
今後の指針(案)			
<p>新たな工業用地を確保するため、内陸企業用地造成に着手したが、立地予定企業の操業時期である平成25年4月に向け、用地買収、用地造成等に取り組んでいく。また、平成22年度に見直しを行った企業立地促進条例のPRを行うとともに、四国経済産業局、愛媛県と緊密な連携を図りながら企業立地の促進を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年度)

事項名	クリーンエネルギー対策への研究開発支援	類別	公約	
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	ごみ減量課	環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>市内事業所の中で、クリーンエネルギー対策ではなく、停電・節電対策で太陽光を利用した新製品を開発したところがあり、中小企業振興条例に基づく助成等を行ってきた。</p> <p>平成14年度に東予産業創造センターと連携し、一部事業所に聞き取り調査を実施したが、風力、太陽光発電の研究開発に取り組む予定の事業所はなかった。</p> <p>しかしながら、下水汚泥、廃油等の廃棄物を利用した事業に取り組む事業者も見られるようになってきており、下水汚泥を利用した事業では、市も事業者と共同で事業に取り組んでいる。</p> <p>平成20年度には、次世代エネルギーとして期待される家庭用燃料電池に搭載する低圧型脱硫器を開発した事業所に対し、中小企業振興条例に基づく新製品開発事業補助を実施した。</p> <p>平成21年度から東予産業創造センターが、事業所を対象にLEDや電気自動車等をテーマにした次世代技術研究会を実施している。</p> <p>なお、平成23年度5月に開催される第19回環境自治体会議にいはま会議においては、「これからの環境ビジネスの行方」や「再生可能エネルギービジネスは産業振興の夢をみるか」等のテーマで、クリーンエネルギーの展望について議論が行われた。</p>				
今後の指針(案)				
<p>◎ 研究開発に取り組む事業所が出てきたとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・東予産業創造センター、産業技術研究所等関係機関の中で、技術面での支援機関を探す。</li><li>・国、県の補助金等の支援策を紹介</li><li>・市単独の補助金等支援</li></ul> <p>中小企業振興条例に基づく「新製品開発補助事業」「市場開拓事業及び催物等補助事業」等により、自社製品を持つ事業所に対し側面的な支援を行っていく。</p> <p>なお、風力発電については、風力発電の実施地域では、発電量の不安定さからその維持に窮している現状もあり、太陽エネルギー、バイオマスエネルギー等の利活用についてもその研究開発支援に取り組む。</p>				
庁議決定(指針・方向性)				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年度)

事項名	高齢化社会に対応した商店街づくり	類別	公約	
担当部局課名	経済部商工労政課	関連する部局課名	福祉部介護福祉課	福祉部福祉課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 新居浜市中心商店街地区では大手スーパー・ニチイ撤退後、建物を改築して複合福祉施設が立地している。平成22年度には昭和通りにデイサービスセンターがオープンした。 平成21年度には、緊急雇用創出事業を活用して「商店街訪問調査事業」を実施し、商店街の空き店舗状況、後継者の有無、現在行っているイベントに対する評価、高齢者に足を運んでもらうために必要な街並み整備に関する意識調査等を行った。高齢者を含むより多くの市民に魅力を感じてもらえることのできる商店街づくりに向けた話し合いが、店主やまちづくり団体により展開されるような、銅夢にいはまを活用した生鮮市場の開設等も試行され始めている。				
今後の指針（案） 商店街連盟が模索している農業関係者とタイアップした高齢者の生活支援や楽しみづくりにつながる生鮮（商店街エリアの不足業種）広場の開設等について、商工会議所や商店街関係者との連携を図り検討していく。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年度)

事項名	ものづくり人材育成施設の整備	類別	公約
担当部局課名	経済部 商工労政課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none"><li>平成21年3月に、ものづくり人材の育成という課題に対処し、ものづくり人材育成事業に向けた環境整備を図るため、新居浜商工会議所、新居浜機械産業協同組合等関係機関による「ものづくり人材育成事業運営推進協議会」を設置。 協議会において、カリキュラム、運営等について検討、協議を行ってきた。</li><li>運営主体となる「一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会」（以下「ものづくり人材育成協会」）が平成22年3月19日に設立された。</li><li>協議会からの検討結果を踏まえ、市の基本方針として、市が施設を建設し、ものづくり人材育成協会が運営を行う公設民営型の手法により整備を進めていくことを決定した。</li><li>平成22年8月に、施設建設及び管理の基本的事項について協定を、<b>10月に管理運営について覚書</b>を新居浜ものづくり人材育成協会と締結した。</li><li>平成23年3月に講義棟、実習研修棟の本体工事を発注し、4月末には電気設備、機械設備工事等の発注を行った。</li><li><b>平成23年10月に施設整備が完了した。</b></li></ul>			
今後の指針（案）			
<p>平成23年10月に施設整備が完了したため、廃止としたい。</p> <p>なお、今後においても、新居浜ものづくり人材育成協会と連携を図りながら、ものづくり産業振興センターの利活用を促進し、技術・技能の伝承とものづくり人材の育成に取り組んでいく。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年度)

事項名	世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの 取り組み	類別	公約
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	市民活動推進課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>新居浜市太鼓祭り推進委員会は、昭和46年に発足し、会長に市議会議長、顧問に市長、商工会議所会頭が就き、各地区運営委員会等市民団体、行政関係者など26名の委員とアドバイザー1名で構成されており、新居浜太鼓祭りを市民にとって平和で楽しい親しみのある祭典とするとともに観光面に寄与させ、伝統ある民族文化行事として、発展させるための方策を検討し、推進することを目的としている。</p> <p>平成10年8月30日、新居浜市・平和な太鼓祭りシンポジウム実行委員会主催によるシンポジウムを開催した。文化センターに約1000人の市民が参加し、今後の祭りのあり方について多くの意見を得た。</p> <p>太鼓台の派遣事業としては、昭和45年の大阪万博をかわきりに、これまで海外派遣をふくめて計17回派遣し、新居浜市の観光宣伝とイメージアップに努めている。</p> <p>行政側の取り組みとしては、平成15年1月に庁内プロジェクトのひとつとして「新居浜市太鼓祭り推進調査研究委員会」を組織し、平成17年3月に最終的な報告書に係る審議を終えている。平成19年度から3年間、愛媛県が中心となり新居浜市、西条市の関係者で構成する西条まつり・新居浜太鼓祭り観光ブランド化推進実行委員会が組織され、愛媛を代表する祭りとして新居浜太鼓祭りの情報発信、誘客事業等を行った。</p> <p>平成21年度には、太鼓祭りの開催日について、市民意識調査を行い、結果を新居浜市太鼓祭り推進委員会へ報告した。</p> <p>平成23年度には、新居浜太鼓祭りを民族文化行事として引き継ぎ、発展させていくために、市民ひとりひとりが考える機会とするため、9月22日に文化センター中ホールにおいて、大阪観光大学の中尾教授をお招きし、「祭りの発展を考える講演会」を開催し、市民の意識啓発を図った。</p>			
今後の指針(案)			
<p>市民の祭りとして歴史と伝統をもち、豪華絢爛、勇壮華麗な資源として世界に誇りうる祭りである反面、反社会的な行動も見受けられ、改善が求められるものである。</p> <p>新居浜市太鼓祭り推進委員会を中心に、太鼓台関係者等の意見を伺いながら、市民や観光客が安全、便利に参加できるような環境整備や機能の充実などに努め、今後も積極的に新居浜太鼓祭りの魅力を発信するとともに、受け入れ体制の整備等を図っていく。</p> <p>平成20年度、平成22年度、平成23年度の太鼓祭りの開催日が不統一となったが、平成24年度は統一開催の予定となっている。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	運輸交通体系の整備推進と地域 循環バスの導入	類別	公約
担当部局課名	経済部運輸観光課	関連する部局課名	建設部各課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○平成14年度に地域循環バスの庁内調査研究委員会、平成15年度に庁外委員を中心とした導入検討協議会を設置し協議を進めてきたが、予算化を断念する。</li><li>○平成18年度から新居浜市都市交通計画の策定作業をスタートし、その中で公共交通空白地帯の改善としてコミュニティバス等の導入を検討。</li><li>○平成21年3月 新居浜市都市交通マスタープラン、新居浜市都市交通戦略 策定<ul style="list-style-type: none"><li>・概ね20年後の目指すべき姿、今後10年間の整備計画を決定。</li><li>・コミュニティバス等の導入<ul style="list-style-type: none"><li>現在、道路が狭く路線バスが通行できない地域などについては、コミュニティバスやデマンドタクシーといった公共交通の導入を図る。導入する地域、車両、運行方法などについて、今後、事業者や地域住民との協議をふまえ、詳細な検討を行う。</li></ul></li></ul></li><li>○平成21年度に、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象として、新たな公共交通の導入に関する意向調査を実施。</li><li>○平成22年度に、新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月11日から、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域を対象に試験運行を開始。<ul style="list-style-type: none"><li>・平成23年4月1日見直し<ul style="list-style-type: none"><li>①民間の福祉施設を、行き先として指定できる施設に加える。</li><li>②川東エリアについては、元塚バス停留所を<b>行き先として指定可能とする</b>。</li><li>③予約センターを、タクシー組合事務所から協議会事務局（運輸観光課）内に移設。</li></ul></li><li>・平成23年10月1日見直し<ul style="list-style-type: none"><li>①運行便数を6便から8便に増便。</li><li>②予約締切時刻を緩和し、原則2時間前まで（1・2便は前日16時まで）に変更。</li><li>③割引制度を拡充し、介護者や運転免許証自主返納者も割引対象者とする。</li></ul></li></ul></li></ul> <p>【平成24年3月末実績】</p> <p>登録者数 410世帯 704人</p> <p>利用者数 ①H23.1～H23.3(3ヶ月間) 1日当たり4.1人 1台当たり1.0人</p> <p>②H23.4～H23.9(6ヶ月間) 1日当たり5.0人 1台当たり1.1人</p> <p>③H23.10～H24.3(6ヶ月間) 1日当たり12.7人 1台当たり1.2人</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 平成24年9月までは、現在の形態での試験運行を引き続き実施する。</li><li>2 平成24年10月以降は、利用対象地域を、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域だけでなく、川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域に拡大することを目指すこととしているが、利用者が少ない中で、利用対象地域を拡大して運行を継続することが適切かどうか、庁内並びに協議会において討を行う。</li></ol>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	農林水産業の振興と地産地消の推進	類別	公約・議会答弁	
担当部局課名	農林水産課	関連する部局課名	教育委員会 学校給食課	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>本市の農業の特性は、小規模・兼業化による都市近郊型農業であることから、この実態を踏まえた作物振興を図っている。地産地消の推進については、<b>地産地消協力店の認定及び新居浜の農産物等を使用する食育事業への取り組みを行っている。</b></p> <p>林業については、森林施業の集約化、路網整備の推進、機械化による低コスト林業の推進に加え、木質バイオマスの利用に取り組んでいる。また、公共建築物木材利用促進法に<b>基づく市の方針を作成し、愛媛県と連携した地元産材利用の促進を図っている。</b></p> <p>水産業については、これまで地域の特産品づくりとして、イワシの煮干しなど水産物の加工による付加価値の向上に努めている。また、<b>クルマエビ</b>、ヒラメ、抱卵ガザミ放流事業などつくり育てる漁業にも取り組んでいる。また、学校給食における地元農産物利用促進のため、学校給食課や栄養職員、JA関係者、青果関係者と生産者の拡大や安定供給などについて協議をしている。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>農業については、地産地消の推進、耕作放棄地対策、有機農業対策を三本柱とした、足腰の強い新居浜農業の確立を目指す。まず、地産地消の推進は、平成21年度に決定した地産地消推進標語とマスコットキャラクターを利活用し、新たに創設した地産地消協力店認定制度により、<b>平成23年度末で5店舗を認定しており、今後も協力店を増やすことにより、地元産農畜産物の消費拡大を図っていく。</b>次に、耕作放棄地対策は、耕作放棄地化の原因のひとつであるイノシシ等の有害鳥獣について、「新居浜市鳥獣被害防止計画」に基づき、新居浜市鳥獣被害対策協議会と市内3猟友会の協力を得ながら駆除や捕獲に努め、生産農地の保全を図る。</p> <p>漁業については、放流事業を継続して実施し、水産資源の確保を図るとともに 漁港施設の延命化のための機能保全計画を策定し、維持管理コストの縮減を図りつつ、漁港施設の機能を今後も維持していくことにより、漁業者の安定的な経営を継続的に支援していく。</p> <p>また、魚食の推進のため、平成22年度より実施している未就学児童に魚に親しんでもらうことを目的とした「おもちゃ図書館きしゃポッポ」による「おさかなふれあい体験事業」についても市内の3施設において引き続き実施する。</p> <p>今後、農林水産物の地産地消を推進するため、JA新居浜市が設置・運営している産直施設「四季菜広場」や産直市「あかがね市」を市民にPRし、地元農畜産物の売上げ増加に繋げるとともに、えひめ愛フード推進機構(会長 中村時広)が定めた「えひめ地産地消の日」(毎月第4金曜・土曜・日曜)の普及を図る。また、食育関係団体との連携についても強化し、食育の面からも地産地消を推進していく。</p> <p>さらに、食料自給率の向上、農業の持続的発展に向け、生産者や関係団体と協力しながら、農畜産物のブランド化や第6次産業化も含め、本市に見合った農業政策を推進する。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	ため池浸水想定区域図作成事業	類別	議会答弁	
担当部局課名	経済部 農地整備課	関連する部局課名	市民部 防災安全課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 東日本大震災におけるため池の決壊を受けて、市内のため池が決壊した場合を想定し、非常時における市民の安全を確保するため、要避難地区及び避難経路等を記載したため池氾濫危険地区図（ハザードマップ）を平成23年度から2箇年で作成する。 ○平成23年度の取り組み状況 浸水想定区域図の作成（対象ため池：野添池ほか36箇所） 1. 資料収集整理 2. 現地概査 3. 浸水予想区域の検討 4. 現地調査 5. 浸水想定区域図の作成				
今後の指針（案） ○平成24年度の取り組み予定 ハザードマップの作成（対象ため池：池田池ほか37箇所） 1. 資料収集整理 2. ハザードマップの作成  ○今後の課題 ため池ハザードマップの活用、運用について 1. 住民への周知 2. 住民理解の促進 3. 地域防災計画への反映				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年度)

事項名	飲料水供給施設整備事業		類別	公約 議会答弁 監査 懸案事項 新たな政策課題 その他 <b>新市</b>
担当部局課名	経済部別子山支所	関連する部局課名	水道局	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>新市建設計画においては当初、簡易水道整備を計画していたが、①水道法における簡易水道給水人口の基準をクリアできない。②全世帯を賄える給水量を確保できる水源がない。③建設費が10億円以上かかるという費用対効果の問題もあることから、その代替策として、県条例水道規模の飲料水供給施設を整備する。(新市建設計画後期計画で変更決定)</p> <p>別子山地域には、県条例水道が2か所(普及率32.1%)あり、他の集落(31か所)については、各家庭が水源、施設の維持管理を行っている。しかしながら地域住民の高齢化(平成24年3月31日 48.45%)著しく、各家庭での維持管理が難しくなっていることから、地域住民の要望も受け、別子山地域全戸において、「安全・安心・安定的」な飲料水供給施設を整備する。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>平成20年度において、飲料水供給施設整備計画(内容、スケジュール等)の見直しを行い、企財会(決裁)において了承された。</p> <p>(事業計画)</p> <p>平成21年度 基本構想(基本計画)策定、水質・水量調査、住民意向調査等</p> <p>平成22年度 詳細設計3地区(現地調査・地質調査・実施設計)</p> <p>平成23年度 詳細設計4地区(現地調査・地質調査・実施設計) 工事請負3地区</p> <p>平成24年度 23年度分繰越事業(工事請負3地区、実施詳細設計4地区) 24年度工事請負2地区</p> <p>平成25年度 25年度工事請負2地区及び個別処理6件</p>				
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	駅南の面整備、鉄道高架化などの実現のために 関係機関と積極的に協議を進める。		類 別	公約・議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	区画整理課 総合政策課	商工労政課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>新居浜駅前土地区画整理事業については、平成23年5月の交通広場完成により、工事は完了したが、駅周辺整備事業としては、南北自由通路、駐車場・駐輪場・人の広場・駅南口広場の整備などが予定されている。</p> <p>鉄道高架に関しては新居浜商工会議所に新居浜駅高架促進期成同盟会が設立され、整備推進についての動きはあるものの、補助採択条件のクリアや費用対効果の面で事業化については非常に難しい状況である。</p>					
今後の指針（案）					
<p>平成23年度に実施した駅南整備基本方針の検討結果を踏まえ、駅南地区の整備方針を決定する。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成19年)

事項名	用途地域及び特定用途制限地域 の見直し	類別	議会答弁	
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	農林水産課 農業委員会	資産税課 商工労政課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>平成16年5月の線引き廃止や社会経済情勢の変化、都市基盤施設の整備の進捗、まちづくり三法の改正等に対応するため、平成19年2月に新居浜市都市計画マスタープランを改訂し、平成20年10月に用途地域及び特定用途制限地域の変更を行った。</p> <p>今後は、新居浜市都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、用途地域周辺部の既成市街地内にある用途白地地域について、周辺との調和を図りつつ用途地域への指定を行い適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ることとしている。</p>				
今後の指針（案）				
<p>用途地域に指定するためには農業振興地域の指定解除が必要なことから、「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき国・愛媛県・関係団体との協議が必要である。</p> <p>今年度も引き続き、用途地域指定に向けて国・県・関係団体との協議を進めるとともに、特定用途制限地域の見直しを行う。</p>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成20年)

事項名	国領川緑地の再生整備	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	体育文化課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>国領川緑地については、市民に密着した「身近な憩いと安らぎの場」として「多くの市民が気軽に利用」でき、「健康増進・スポーツに親しむ場」となることを基本として、平成20年度より、まちづくり交付金事業による「国領川緑地再生整備事業」を実施している。平成20年度においては実施設計の作成及び、河川占用協議を行い、平成21年度当初に占用許可を取得した。平成21年度から3カ年計画で本格的な整備工事を行ってきた。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成20年度に実施計画を策定し、愛媛県と河川占用協議を行い、平成21年度当初に河川占用許可を取得した。基本的に特に整備の望まれるトイレ整備を先行し事業年次計画に基づいて順次整備工事を行い、平成23年度の完了を予定していたが、利用者との協議により一部事業の繰り越しを行い、平成24年度の完了となる。</p> <p>また、河川敷利用者の代表からなる「国領川緑地利用者協議会」を引き続き開催し、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながるルール作りを進める。</p> <p>事業完了のため廃止する。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	川東地区の公園整備	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部都市計画課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>川東地区、特に神郷校区においては都市公園がなく、度々市議会やまちづくり校区集会上において公園整備の要望があがっており、公園の必要性が高い地区である。</p> <p>公園整備にあたっては、近隣公園（標準面積2ha）として必要な一団の土地を確保する必要があるが、適地の選定や事業費、事業手法等検討すべき課題が多く残っている。</p> <p>平成20年度のまちづくり校区集会上で、地元から具体的な候補地の提案があり、平成21年度は、地域活力基盤創造交付金を利用した事業化について検討を行った。平成22年度には「神郷公園整備協議会」を開催し施設内容や建設場所についての協議を行った。平成23年度には、建設予定地を決定し、測量設計等の委託を行っている。</p>			
今後の指針（案）			
<p>平成24年度から用地の取得を開始して平成26年度の完成を目指す。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	地籍調査の推進		類別	議会答弁
担当部局課名	都市計画課	関連する部局課名	区画整理課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
旧新居浜地区における地籍調査は、平成18年度に船木坂ノ下地区（新居浜バイパス）から着手し、船木高祖地区（市道角野船木線）を経て、平成23年度より萩生治良丸、且の上及び大生院地区（市道上部東西線）、平成24年度より萩生河之北地区（県道金子中萩停車場線）など、道路建設の沿線区域を実施し、公共事業の円滑な推進を図ってきた。				
<事業実績>				
年度	地区名	面積（k㎡）		
H18	船木坂ノ下	0.09		
H20	船木高祖	0.12		
H22	船木高祖	0.20		
H23	萩生治良丸	0.28		
H24	萩生治良丸、且の上、河之北	0.75（予定）		
※初年度：A～F-1工程 次年度：F-2～H工程				
今後の指針（案）				
都市部の地籍調査を推進していく国の方針にあわせ、平成26年度よりDID（人口密集）地区を中心に取組む。（計1.2k㎡/年）				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成22年)

事項名	駅周辺整備事業	類別	公約・議会答弁		
担当部局課名	建設部区画整理課	関連する部局課名	企画部	経済部	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>新居浜駅周辺では、平成22年度まで土地区画整理事業により交通広場の整備、大街区の造成等の都市基盤整備を行ってきたが、平成21年8月の新居浜駅前広場等整備検討委員会の提言を受け、平成23年度から26年度までの間で、駅周辺に南北自由通路、人の広場、駐車場・駐輪場、南口広場などの公共施設を整備し、駅周辺整備テーマである「森の駅」の具現化と、駅利用者の利便性向上、駅を中心とした「にぎわい」と「出会いの場」づくりに取り組むものである。</p>					
今後の指針（案）					
<p>円滑な事業の推進を図るため、国、県、JRなどの関係機関との連携を密にするとともに、社会資本整備総合交付金などを有効に活用することで、駅北の駐車場、駐輪場は24年度、南北自由通路は25年度、そして、人の広場と南口広場は26年度内の完成を目指して取り組む。</p> <p>なお、駅北の駐車場ゲートについては、駅周辺地区における駐車場整備方針の検討を行い決定した後設置を行う。また、交通広場のモニュメントについては、新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会にて、平成24年度に選定・設置を行うとともに、人の広場やシンボルロードのモニュメントの設置方針等についても同委員会で審議していただくこととする。</p> <p>32街区の一体利用のための条件整備を進め、関係部局と共に商業業務施設としての街区として利活用できるよう取り組んでいく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式) **重要事業及び懸案事項管理表**

(選定年度：平成13年)

事項名	上部東西線の整備	類別	公約・議会答弁
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要地方道新居浜別子山線から市道中須賀上原線の間 (L=1,339m) を、昭和63年度から平成10年度までに、街路事業で整備した。</li> <li>・国道11号から市道渦井橋大野山線の間 (L=744m) を、平成2年度から平成11年度までに、地方道事業で整備した。</li> <li>・残区間 (L=2.9km) について、平成12年度に、路線測量と予備設計を実施し、残事業費は、旦の上地区を含めて約50億円必要である。</li> <li>・平成15年9月議会 測量、設計に平成19年度に着手予定。</li> <li>・平成18年6月議会 平成19年度の事業化は困難。11号BP、駅前滝宮線、新居浜駅菊本線などの進捗状況や、長期的財政状況の変化を見極めながら着手時期を判断する。</li> <li>・平成19年8月企画財政会議において、事業着手を平成23年度とする。</li> <li>・平成20年3月議会 市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの延長約908mを平成23年度事業着手予定。</li> <li>・平成21年度施政方針において、市道中須賀上原線から市道萩生出口本線間の事業化を図るため当初予算に調査費を計上。</li> <li>・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線までの908m間について、平成22年3月23日事業認可告示</li> </ul>			
<p>今後の指針 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市道中須賀上原線から市道萩生出口本線の間を社会資本整備総合交付金などの活用により事業を推進する。 延長908m、幅員16m、事業期間H21～H29、事業費約11.5億円 第1期：市道中須賀上原線～市道横山高尾線 H21～H24 第2期：市道横山高尾線～市道萩生出口本線 H25～H29</li> </ul>			
<p>庁議決定 (指針・方向性)</p>			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	市営住宅の住環境整備	類別	公約・ <u>議会答弁</u> ・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	建築住宅課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 1995年の兵庫県南部地震を受け、旧耐震基準で建設されている32棟の耐震1次診断を実施し、その結果11棟は耐震性に問題のないことが確かめられた。その後、平成16年に策定された公営住宅ストック活用計画により、計画的な耐震化が謳われたが、災害などによる財政難から、残る20棟（建て替え計画のある1棟を除く）についての詳細な診断は行われていない。			
今後の指針（案） 平成23年度に策定された「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、平成24年に行う耐震2次診断、耐震補強設計（南小松原7-3ほか3棟）に引き続き、耐震性の確認が必要な20棟の耐震診断、補強設計、耐震補強工事を計画的に実施し、早期に安心して暮らせる住宅を提供する。			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	公営住宅建替推進事業	類別	公約・議会答弁・監査・ <b>懸案事項</b> 新たな政策課題・その他
担当部局課名	建築住宅課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 市営住宅は、平成11年を最後に建替えが行われておらず、耐用年数を大幅に経過した老朽住宅が全体の2割を超える状態となっている。また、今後10年で耐用年数を超える住宅は、現在の1.5倍となる。 平成23年度に市営住宅の適正に維持するための「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、その中で具体的な建替え工程を示した。			
今後の指針(案) 「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」に沿って、老朽住宅の建て替え計画を推進することによって、住環境の改善と入居待機者の解消を図る。			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	橋りょう長寿命化修繕計画	類別	議会答弁・新たな政策課題
担当部局課名	建設部 道路課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<ul style="list-style-type: none"><li>・老朽化する道路橋の予防的な修繕と計画的な架け替えにより、橋りょうの延命化を図り、修繕及び架け替えに係る費用の縮減を目的に、平成20年12月 事業企画提案</li><li>・平成20年度 新田東橋ほか5橋について点検業務を実施</li><li>・平成21年度当初予算で橋梁点検及び長寿命化修繕計画策定委託料を予算化</li><li>・平成21年度 橋長5m以上169橋の点検と損傷度の評価及び維持管理費の中長期的シミュレーションを実施</li><li>・平成22年5月 企財会により長寿命化修繕計画に基づいた今後の事業計画について決定</li><li>・平成22年度に長寿命化修繕計画を策定。</li><li>・平成23年度より、老朽化した橋りょうの予防保全に着手。</li></ul>			
今後の指針 (案)			
平成24年度以降も長寿命化修繕計画に基づき順次修繕を実施していく事から、廃止とする。			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	民間木造住宅耐震診断事業	類別	議会答弁・懸案事項
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近い将来発生が予想されている南海地震等による被害軽減と、地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より市と県が協力して実施体制を整備し、耐震診断の促進を図るため、木造住宅耐震診断事業を開始。</p> <p>市のホームページや市政だよりPRに努めたが募集戸数まで達していない状況となっている。</p>			
今後の指針（案）			
<ol style="list-style-type: none"><li>耐震診断補助事業の募集時期を早め、募集戸数（25戸）を補助</li><li>耐震診断、耐震改修の重要性の啓発に努める。今年度は、耐震改修補助との相乗効果により診断戸数が募集戸数（25戸）に達するよう、市のホームページや市政だより、出前講座によりPRに努める。</li></ol>			
庁議決定（指針・方向性）			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	民間木造住宅耐震改修事業	類別	議会答弁
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近い将来、発生が予想されている南海地震等による被害軽減と地震に対する市民の防災対策意識の醸成を図ることを目的として、平成16年より木造住宅の耐震診断をおこなっているが、耐震診断件数が伸び悩んでおり、耐震改修費用補助への要望も多いため、新たに木造住宅耐震改修事業をおこない、耐震診断・改修の促進と震災対策への意識高揚を図る。</p>			
今後の指針（案）			
<ol style="list-style-type: none"><li>1 耐震診断、耐震改修の重要性の啓発</li><li>2 国の補助率引き上げ及び愛媛県の補助開始を受け、改修工事費の補助対象を2分の1以内から3分の2以内に引き上げ、利用拡大を広報する。</li></ol>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	住宅用太陽光発電システム設置 補助事業	類別	公約
担当部局課名	建設部建築指導課	関連する部局課名	環境部 環境保全課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>将来の環境保全とエネルギー問題から、クリーンエネルギーの普及は国レベルでの課題となっており、一時中止されていた国の太陽光発電システムの設置費用への補助も再開された。市民からも新居浜市独自の設置費用への補助を求める声が高まっており、太陽光発電への補助を通じて環境保全への意識啓発を図る。補助開始からの3カ年実績は、平成21年度110件、平成22年度178件、平成23年度419件の合計707件となった。</p>			
今後の指針 (案)			
<p>平成24年度より環境部の所管事業となるため、廃止する。</p>			
庁議決定 (指針・方向性)			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育委施設・体育文化施設の整備促進						類別	懸案事項			
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課			関連する部局課名	社会教育課		スポーツ文化課				
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯											
年度	プール建設	運動場排水	屋体改造築	校舎改造	校舎改築	校舎耐震補強	中学校給食	運動場照明	公民館	体育施設	文化施設
7	若宮小	神郷、泉川小	川東中								
8	大島小		神郷小					南中			広瀬記念館
9				高津小						サッカー場	
10					西中					サッカー場	
11					西中		高津小			サッカー場	
12					西中		給食センター				
13		角野中			西中						
14	垣生小	高津小							泉川(継続)		
15											
16	角野小										
17											
18			宮西、高津、浮島、惣開、若宮、泉川小、中萩小、角野小								
19			西中、川東中、金子小、大生院小			船木小、金子小、泉川小、中萩中					
20						金栄、中萩小、高津、垣生小、東中			地域交流センター(金子公)		
21						惣開、神郷、大生院小、角野小、泉川中、船木中、角野中			地域交流センター(金子公)		
22		垣生小、船木中	北中	神郷、中萩小、角野小、川東、別子中		神郷、中萩小、角野小、川東、別子中			地域交流センター(金子公)		
23						多喜浜小、北中、角野中					
24				角野小		角野小、宮西小、浮島小、南中		神郷小、若宮小			文化センター吊り物
25以降		北中				神郷幼		順次改修予定	口屋跡、多喜浜(大規模改修)	市営野球場、山根プールほか	市民文化センター大ホール中ホール
今後の方針(案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の老朽化に伴う年次的改修等の整備計画を策定する。</li> </ul>											
庁議決定(指針・方向性)											

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	教育施設の借地解消		類別	懸案事項	
担当部局課名	教育委員会学校教育課	関連する部局課名	社会教育課	スポーツ文化課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
・ 学校施設等敷地の状況					
神郷小学校他16施設    敷地面積 334千㎡    内借地面積 92千㎡					
・ 体育施設等敷地の状況					
重量挙げ練習場敷地    敷地面積 297.1㎡    内借地面積 157.57㎡					
<b>文化振興会館敷地</b> <b>借地面積 280.00㎡</b>					
・ 商業高校の県立移管に伴う未解決案件					
隣接地 2,954.34㎡を市で買収し県へ寄付					
・ 今までの取り組み状況					
平成2年3月	神郷小	95.00	㎡	買収	
平成5年3月	文化振興会館	33.00	㎡	買収	
平成7年11月	南中	277.70	㎡	買収	
平成8年2月	船木小	366.90	㎡	買収	
平成8年2月	神郷小	1,778.00	㎡	買収	
平成11年5月	武徳殿	208.00	㎡	買収	
平成12年3月	神郷小	232.99	㎡	買収	
平成13年9月	神郷小	3,116.00	㎡	寄付	
平成13年9月	多喜浜小	691.23	㎡	寄付	
平成13年9月	泉川中	43.00	㎡	寄付	
平成14年12月	神郷小	594.00	㎡	買収	
平成19年11月	大島小	135.00	㎡	寄付	
今後の方針（案）					
・ 学校施設・体育施設等敷地の借地解消に向けて、財政事情が許せば、土地所有者からの売却要望の強いところから買収を行う。					
金栄小学校    6,258.89㎡					
重量挙げ練習場    157.57㎡ <b>文化振興会館敷地</b> <b>借地面積 280.00㎡</b>					
・ 商業高校の県移管に伴う未解決案件の解消に向けて、取り組む。					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	公立幼稚園のあり方について		類別	議会答弁・新たな政策課題	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	児童福祉課		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>文部科学省と厚生労働省は1998年に「幼稚園と保育園の共用化等に関する指針について」を出し、幼稚園と保育園の併設は可能になった。</p> <p>このため、福祉部と調査研究を行ってきた。一体化は可能であるが、保育料の設定、職員の免許、私立幼稚園・保育所の理解など課題がある状況である。</p> <p>平成15年12月、総合規制改革会議から、「就学前の教育・保育を一体とした総合施設」を設置すること。その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育園に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とするべきとの答申があった。</p> <p>これを受け、文部科学省、厚生労働省が「総合施設」の内容について、検討を進めており、2005年には、全国36ヶ所でモデル事業を実施した。</p> <p>2006年幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立した。これは、教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援の実施をする幼稚園・保育所を知事から「認定こども園」として認定を受けることができ、経費について助成が受けられることができる。</p> <p>公立幼稚園を認定こども園にするためには、施設改修や人的整備が必要となる。また、保育園の委託化を進める中で、認定こども園を新たにつくることは様々な観点から難しい。</p> <p>平成22年9月議会の中で、「教育委員会事務局内で検討してきた結果、現状では、公立幼稚園2園は存続する。」と答弁した。今後においても、園児数の推移に注視しながら、検討を続けていく。</p>					
今後の指針（案）					
<p>幼稚園児の減少傾向の中、市内における公立幼稚園としての果たすべき役割や、現状で継続するか等、今後の在り方について検討していく。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	大島小学校のあり方について		類別	懸案事項	
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名	社会教育課		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
大島小学校は、平成20年度に休校し、4年を経過している。					
今後も大島島内の児童数は各学年0人から数名程度ということで、多喜浜小学校に通学することにより、適切な教育が確保されるものと考えている。					
学校施設も休校が長期に及び、長期間使用しない場合、傷みも激しくなるものと考えられる。					
* 現在の状況 校舎 施錠し、原則中に入れない。					
屋内運動場 公民館の分館として有効利用（ガラス工房等）					
プール 災害時の飲料水用、防火用水としての機能を有する。					
* 国庫補助事業完了後 <b>10年以上経過の場合</b> 次の条件の場合 国庫納付金免除					
1 無償により転用・貸与・譲渡・取り壊し（相手先を問わない）（報告のみ）					
2 <u>国庫納付金相当額以上学校施設整備のための基金に積み立てた上で、民間事業者等へ有償により貸与・譲渡</u>					
* 起債の状況					
平成55年度分（3件）平成18年までに償還済み					
今後の指針（案）					
廃校を前提にした今後の有効活用について、地元住民の要望を踏まえた中で、今年度、その方向性について庁内合意を得た後、具体的な検討作業に入りたい。					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進		類 別	公約
担当部局課名	教育委員会事務局 学校教育課	関連する部局課名		
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯				
<p>開かれた学校づくりのため、「学校評議員制度」の導入、「学校へ行こうデー（日）」の設定、「教育懇談会」の開催、学校ホームページの開設と更新など、学校情報を公開し、地域の方々に学校に関わる機会拡大に努めた。また、特色ある学校づくりのため、学校が地域の人々に魅力を感じていただく「夢広がる学校づくり推進事業」、児童生徒の視点から提案された意見を市の施策に反映させるための「こども会議」の開催、科学とのふれあいを通して豊かな人間性を育む「新居浜市小中学校科学奨励賞」などを実施した。</p> <p>社会の規制緩和や選択機会の拡大、保護者の教育に対するニーズの多様化などの流れの中で、本市の実情に即した「中学校選択制」・「小規模特認校制」を平成16年度から、また、小学校の「調整通学区域の設定」を平成18年度からそれぞれ導入するとともに、児童・生徒の事情に配慮した指定学校の変更についても、その基準の見直しを図ってきた。</p>				
今後の方針（案）				
<ul style="list-style-type: none"><li>・学校評議員については、多様な人材を確保するとともに、学校評価の実施との連動を図る。</li><li>・「学校へ行こうデー（日）」は、開催回数、内容を充実し、2学期に小中学校それぞれが統一した「学校へ行こうデー（日）」を実施する。</li><li>・「教育懇談会」は、引続き開催。（1学期中に開催）</li><li>・小中学校ホームページについては、平成16年度末までに、全校で開設済。引き続き、県のESネットのシステムを利用し、学校情報の更なる発信に努める。</li><li>・「夢広がる学校づくり推進事業」を拡大実施する。</li><li>・「子ども会議」「新居浜市小中学校科学奨励賞」は継続実施する。</li></ul>				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	地域で学び育てる教育と県立特別支援学校の連携	類別	公約
担当部局課名	教育委員会発達支援課	関連する部局課名	教育委員会 学校教育課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>障がいのある児童生徒を地元の学校で受け入れるため、施設のバリアフリー化、指導員・学校生活介助員の配置などを行ってきた。</p> <p>また、地元の学校に就学できない障がいの重い子どもたちは、市外の養護学校などに行かざるをえないため、市内への県立養護学校設置を愛媛県に対し、要望を重ねてきた。</p> <p>平成17年2月愛媛県議会において、新居浜保健所跡を活用した養護学校の設置について、検討を進めている旨の県教育長の答弁があった。</p> <p>誘致の結果、平成18年度4月から新居浜保健所跡に愛媛県立今治養護学校新居浜分校が開校した。開校後、児童・生徒数が増加しているが、高等部がないため、平成21年度開設に向け、今治養護学校新居浜分校の高等部設置について、県に陳情を行っている。</p> <p>平成21年4月今治特別支援学校新居浜分校に名称を変更され、高等部が開設された。</p> <p>(新入学生9名)</p> <p>平成21年10月本校化と合わせ、障がいが重度で、重複した児童生徒、特に医療ケアを要する者が増加していることから、肢体不自由を含めた複数の障がいへの対応のため、更なる機能強化について、県に要望を行った。</p> <p>平成22年10月新居浜市の発達支援、特別支援教育の中核的機関として「こども発達支援センター」を開設した。</p> <p>平成23年4月新居浜特別支援学校が開校した。(本校化)(新入生54名：在籍139名)</p> <p>平成24年度 教室の不足解消のため、増築工事を行う予定。(仮校舎設置済)</p>			
<p>今後の方針(案)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「こども発達支援センター」を新居浜市の発達支援、特別支援教育の中核的機関として位置付け一人一人の教育的ニーズを踏まえ一貫した支援や指導を包括的かつ継続的に行う。</li><li>・障がいのある児童・生徒を地元の学校で受け入れるため、ハード・ソフト両面の整備を引続き行う。</li><li>・「障害児ふれあい体験学習」や「県立特別支援学校地域交流」の実施により、同校と市内小中学校児童生徒、教職員の相互交流を深め、地域の特別支援学校として受け入れるとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用し、障害児教育の専門性を小中学校で生かせるよう連携を図る。</li><li>・新居浜特別支援学校における、肢体不自由児、医療的ケアを要する児童を含め、障がいが重度で重複した児童生徒の受け入れ、卒業後の自立を視野に入れた「産業科」の設置等、更なる機能強化を要望する。</li></ul>			
庁議決定(指針・方向性)			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成24年)

事項名	スポーツ推進計画の策定	類別	公約・ <u>議会答弁</u> ・監査・懸案事項 新たな政策課題・その他
担当部局課名	スポーツ文化課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>国においては、平成22年8月にスポーツ立国戦略を公表し、平成23年6月にスポーツ基本法を制定し、8月に施行した。</p> <p>愛媛県においては、平成15年に愛媛スポーツ振興計画を策定し、平成22年に見直しし、後期分を策定している。</p> <p>また、他市の状況は西予市、今治市、東温市、松山市ですでに策定されている。</p> <p>本市においては、長期総合計画の「スポーツの振興と競技力の向上の取り組み」の中で、多くの市民が楽しみながら、日常生活の中にスポーツや運動を取り入れ、健康で充実した生活の実現を図ることとしている。</p>			
<p>今後の指針（案）</p> <p>スポーツ推進計画を策定するための前段として、平成24年度に市民意識調査を行う。</p> <p>調査結果を受けて、スポーツ推進審議会に図り、平成25年度に推進計画を策定する。</p>			
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年度)

事項名	瀬戸・寿上水道問題		類別	議会答弁 監査 懸案事項																					
担当部局課名	水道局 総務課	関連する部局課名	総合政策課	下水道建設課																					
<p><b>【現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯】</b></p> <p>瀬戸・寿上水道問題は、旧高須地区水道として昭和13年から3ヵ年で建設され、昭和16年5月から泉川町が旧高須地区（上水道組合を組織）に管理運営を委託して給水を開始した。昭和30年3月に、旧泉川町が下泉地区に給水を行うに際して泉川町の水源地と下泉地区との間に旧高須上水道があり、旧高須上水道組合（現瀬戸・寿上水道組合）の配水管を利用するため、町議会の議決を経て組合と契約を締結したことに端を発している。昭和30年3月31日新居浜市と泉川町が合併、その後、昭和33年の水道法の施行に伴い、当時の高須上水道組合は、法に基づく簡易水道設置の届出を行い、簡易水道高須上水道組合となった。</p> <p>その後の給水人口・戸数の増加による水量不足、施設老朽化によって改修工事が必要となり、組合は地方改善事業による県費補助枠を確保したが、組合に対して補助金の支出はできないとされ、市が工事を施行することになった、昭和39年度補助金の交付を受けるにあたって組合水道の廃止届が必要となったため、昭和39年5月23日、管理運営の委託及び従来の慣行を尊重し一方的な地区住民の不利益になるような諸条件の変更は行わないとする旨の覚書を新居浜市との間で締結し、昭和40年4月、県から経営廃止の許可がおりている。上水道組合は、昭和61年、上部上水道組合に名称が変わり、平成5年の変更により瀬戸寿上水道組合となり、現在に至っている。昭和42年8月には監査委員から覚書の一部に「地方自治法に抵触する疑いがある」との指摘があり、以後、毎年問題解決への指摘・要望がなされ、これまでに数々の地元との協議を重ねてきたが、未だに問題の解決には至っていない。</p> <p><b>「平成20年度以降の取り組み」</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協議相手</th> <th>瀬戸・寿上水道組合長等</th> <th>瀬戸・寿連合自治会長</th> <th>その他(庁内協議等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5回</td> <td>9回(市長4/24, 5/20)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>6回</td> <td>1回(市長5/19)</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5回(市長10/12)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>19回(市長1/24)</td> <td></td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成23年度は、組合役員と協議を重ねた結果、市関係者と瀬戸寿上水道組合との意見交換会を開催することができた。</p> <p>今後の指針(案)</p> <p>地元の理解と協力を得ながら円滑に解決を図ることが基本的な姿勢であり、市水道との統合に向けた具体的な課題やプロセスを協議し、一日も早い問題解決を図る。</p> <p>庁議決定(指針・方向性)</p>						協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他(庁内協議等)	平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)		平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回	平成22年度	5回(市長10/12)			平成23年度	19回(市長1/24)		2回
協議相手	瀬戸・寿上水道組合長等	瀬戸・寿連合自治会長	その他(庁内協議等)																						
平成20年度	5回	9回(市長4/24, 5/20)																							
平成21年度	6回	1回(市長5/19)	3回																						
平成22年度	5回(市長10/12)																								
平成23年度	19回(市長1/24)		2回																						

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	施設の整備促進（新山根・船木・金子山配水池等）	類別	議会答弁・懸案事項		
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。</p> <p>平成23年度は、新山根送水場及び船木配水池の用地買収を行った。</p> <p>当面は、上部給水区の安定供給に向けて、新山根配水池及び送水場、船木配水池の建設を行う。</p> <p>平成23年度末配水池耐震施設率は16.6%である。</p> <p>なお、全国の配水池耐震化率は平成21年度末公表値で34.5%である。</p>					
今後の指針（案）					
<p>新山根配水池は、平成24年度へ繰り越しになった地盤改良工事を継続して行い、平成26年度末までに配水池を築造する。</p> <p>新山根送水場は、平成24年度に敷地造成工事を行い、平成26年度末までに送水場を築造する。</p> <p>船木配水池は、平成24年度に敷地造成工事を行い、平成25年度末までに配水池を築造する。</p> <p>金子山配水池は、平成24年度に設計を行い、平成25年度保安林解除等の手続きを行い、平成26年度から平成28年度末までに配水池を築造する。</p> <p>平成27年度（計画値）配水池耐震施設率は31.0%、平成32年度（計画値）43.7%を目標とする。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路の整備促進（耐震化）	類別	議会答弁・懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 上水道の安定供給に向けて、平成22年度に策定した新居浜市水道ビジョンに基づき、災害に強い上水道の実現のため、効率的に老朽施設の更新や耐震化を推進し、ライフライン機能強化、整備を進める。 既存送水・導水・配水管における耐震化率は平成23年度末総延長約599kmの内、約7.0%である。 また、基幹管路（送水、導水、φ400以上配水管）の平成21年度末耐震化率は新居浜市で15.2%、全国では30.3%である。				
今後の指針（案） 昨年度から継続事業である管路台帳システムを今年度中に構築し、その後このシステムを活用することによる管路の更新、耐震化計画を策定する。 特に、水源地から送水場を経由し、配水池に至る管路及び口径400mm以上の配水管などの基幹管路及び災害時の拠点病院や公共施設等の防災拠点への安定給水が確保できるような管路の更新、耐震化計画を策定する。				
庁議決定（指針・方向性）				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	管路台帳システムの整備	類別	懸案事項	
担当部局課名	水道局工務課	関連する部局課名	水源管理課	総務課
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>現在、紙ベースで管理している配管図、給水申請書等の情報をデータ化し、電子媒体管理する管路台帳システムを整備し、情報を一元的に管理することにより、各施設の把握と維持管理業務を円滑に推進するとともに、整備計画策定などにも活用し、市民サービスの質の向上を目指す。</p> <p>平成23年度は、管路台帳システム構築業務の委託契約を締結した。</p>				
<p>今後の指針（案）</p> <p>平成24年度中に管路台帳システムを構築する。</p> <p>整備後には給水申請書確認受付等各種問い合わせがスムーズになると共に、台帳データを活用し管路更新計画を策定すると共に、断水等工事の影響分析が可能となり市民サービスの向上を図る。</p> <p>データ入力：配水管データ 約568km、送・導水データ 約29km、給水管データ 約300km、給水戸数 約54千戸、給水申請書 約75千件</p>				
<p>庁議決定（指針・方向性）</p>				

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	水道施設監視システムの更新		類別	懸案事項	
担当部局課名	水道局水源管理課	関連する部局課名	工務課	総務課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯 現在の水道施設監視システムは、市内にある22水源地、5送水場、4中継場、及び8配水池の施設を、通信回線で水道管理センターと結び、一元的に監視・制御を行なっているシステムであるが、現行システムは平成6年度から稼働しているため、経年による劣化、保守部品の調達が困難であるなどの問題があることから、更新が必要となっている。 このため、平成23年度に実施設計を行い、平成24年度、平成25年度の2カ年で新システムを構築する。施工に当たっては最新の情報通信技術を活用して、高い信頼性と効率的な運用を実現させ、安心して安全な給水確保に努める。 平成23年度は、実施設計が完了した。					
今後の指針(案) 平成24年度は、工事発注を行い、平成25年度末までに、新システムを構築する。					
庁議決定(指針・方向性)					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	消防団の活性化	類 別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>近年、消防団員の入団意欲の低下、団員自体の高齢化、サラリーマン団員の増加等消防団活動を行う上で様々な問題が発生してきている。</p> <p>平成13年6月に消防団長を委員長とした消防団活性化推進委員会を立ち上げ、分団詰所の整備、団員定数の見直し、女性消防団員の入団等の消防団の活性化構想について検討を始めた。</p> <p>平成15年度に団員定数の見直しと女性消防団員について見直しを図った。</p> <p>平成17年度は消防団車両の見直し案を作成し消防団に提示し、現在も継続協議中である。</p> <p>平成20年度に新たな消防団活性化計画を作成し、計画に基づき各分団の定数の見直しの協議を行い、平成21年度で消防団の組織に関する規則の改正を行った。また、高津分団詰所の新築移転に伴う詰所の統廃合を行った。</p> <p>平成22年度は各分団区の見直しの協議を行った。</p> <p>平成23年度は消防団協力事業所表示制度を導入した。</p>			
今後の指針（案）			
<p>これからも、検討委員会を定期的開催し、各種諸問題の解決に向けて協議し、消防団の活性化を図っていく。</p> <p>本年度は、平成25年度に別子山地区の消防団詰所の新築に向けての、実施設計を行う予定である。</p>			
庁議決定（指針・方向性）			

(様式)

## 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	総合的な防災体制の強化	類 別	議会答弁
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>平成12年度に署の勤務体制を2部から3部体制へ変更し、勤務員の固定化を図ることによる危機管理能力を高めた。</p> <p>また、同年、消防職員定数検討委員会にて適切な消防職員の人員を検討した結果、平成13年度に定数116名から134名に増員になったが、現在、実員は128名である。</p> <p>車両、資機材の整備については、更新計画に基づき定期的に更新している。</p> <p>施設の整備については、耐震診断が必要な消防関連施設があり、その実施が必要である。</p> <p>企業防災については、近年、石油コンビナート地区等の災害が増加していることから、原因を追究し、再発防止に取り組んでいる。</p> <p>また、消防の広域化については平成20年度に「愛媛県消防広域化推進計画」が策定され、それに基づき県下1本部の検討がなされたが意見の一致が得られず、平成22年度から県下3本部の協議を行ったが、国の指針に沿った効率的な運営には満たされなかった。</p>			
今後の指針(案)			
<p>火災をはじめとする各種災害は、近年の急激な社会変化に伴い複雑多様化の傾向にあり、消防行政は各分野において適時適切な対応が求められる厳しい状況となっている。</p> <p>このため初動体制の人員確保を早期に実現するとともに、消防関連施設の耐震化、計画的な車両資機材の更新整備を行い、総合的な防災体制の強化を図る必要がある。</p> <p>また、東日本大震災のように、これまでの想定をはるかに超えた災害に対しては、公的対応・支援が困難な状況が続き、しばらくの間は、住民の自助・共助にて対応しなければならないことから、消防団員、地域担当者等、地域に密着した指導体制を確立させ、地域防災力の向上を図らなければならない。</p> <p>企業防災については、事故等の原因がヒューマンエラーに起因することが多いことから、危険物施設等の立入検査を重点的に行い、ソフト面の指導を強化し、防火防災体制の確立を図る。</p> <p>消防の広域化は、災害対応能力、市民サービス等が向上する広域化を目指し、全国及び県内の他地区の動向等を注視しながら必要に応じて協議する。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			



(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成17年)

事項名	専門職員の養成	類別	懸案事項
担当部局課名	消防本部 総務警防課	関連する部局課名	
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>消防の業務では、すでに救急救命士に見られるようにより高度化が求められ、組織的に専従化が図られている。救急以外の他の消防分野においても社会要請に的確に対応するためには、より専門性を有した職員の養成を図っていかねばならない。</p> <p>平成4年度に本市第一号の救急救命士が誕生して以来、現在まで20名が誕生したが、実動は17名である。</p> <p>予防業務については「予防技術資格者」制度が導入され、より専門的な知識が必要になってきた。資格取得については経過措置にて対応し、現在42名が有資格者である。</p> <p>また、平成19年度から違反是正推進プロジェクトチームを立ち上げ、予防専門職員の養成を図っている。</p> <p>その他の専門職員についても各種学校派遣、資格取得を計画的に行い、養成を行っている。</p>			
<p>今後の指針(案)</p> <p>これからも、救急救命士の養成を行い、実動18名体制を早期に実現するとともに、予防技術資格者、大型自動車免許の資格取得など、消防業務に必要な各種資格取得を計画的に取得するなど資格職員の養成を図る。</p> <p>また、各種学校へも計画的に派遣し、最新の知識・技術を修得することにより、より高度な消防活動を提供する体制維持を図る。</p>			
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成23年)

事項名	救急体制の充実		類別	議会答弁	
担当部局課名	総務警防課	関連する部局課名	福祉部 地域福祉課	介護福祉課	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯					
<p>救急現場等において、患者の正確な情報の入手は、救急処置、搬送先の選定、各種連絡をする上で非常に重要であり、救命率の向上につながる。</p> <p>現状では患者・家族等への聞き取りにて対応しているが、患者への直接の聞き取りは意識が無い場合は不可能であり、聞き取りが可能な状態であっても不確実なことが多く苦慮している。</p>					
今後の指針（案）					
<p>患者等の正確な情報を入手するために、今年度からは配布対象者の枠を拡大して、「救急医療情報キット」を配布する予定。</p> <p>これは、専用容器の中に持病、かかりつけ病院等の医療情報、緊急連絡先等の個人情報に記載し、冷蔵庫の中などに保管しておくもので、広く普及することにより、救急活動の大きな手助けになり、救命率の向上が期待できる。</p>					
庁議決定（指針・方向性）					

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成13年)

事項名	南消防庁舎の整備	類別	議会答弁
担当部局課名	南消防署消防課	関連する部局課名	
現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯			
<p>南消防庁舎の建築は、昭和55年4月(鉄筋コンクリート造2階建 延992.25㎡)で、当時の職員は15名であった。上部地区は火災・救急を始め、消防行政需要が急速に増大してきたことや、高速道の開通に伴う消防事象変容に対応するため、平成4年4月機構改革により分署から署に昇格し、人員増を図るとともに救急車の増車、はしご車等の配備を行い施設・装備の充実強化に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、事務所等が手狭(現在30人)のうえ救助隊員の訓練施設等もないため平成7年3ヶ年実施計画の中に敷地購入も含めた計画を進めてきた。</p> <p>平成23年度は建築住宅課による耐震診断を実施し、結果は公共施設としては不適合であった。</p>			
今後の指針(案)			
<p>今年度は、防災拠点として基本的な耐震化を図るため、耐震二次診断を実施する予定で、その結果により計画的に耐震補強、事務所、訓練施設等の大規模改修を行い、防災拠点としての機能の充実を図る。</p>			
庁議決定(指針・方向性)			

(様式)

### 重要事業及び懸案事項管理表

(選定年度：平成21年)

事項名	多目的国際ターミナル(水深12m岸壁)事業	類別	新たな政策課題	議会答弁
担当部局課名	港務局港湾課	関連する部局課名		
<p>現状の取り組み状況、あるいはこれまでの経緯</p> <p>近年、経済社会の様々な活動が国境を超えた地球規模で展開し競争が激化する中で、新居浜港の背後地域においても主に東南アジア諸国との相互依存関係が深化しており、これに伴い産業の高度化・活性化の促進やコスト削減のための輸送の合理化・効率化への対応が課題となっている。</p> <p>このような中、新居浜港では年間約64,800TEUの外貿コンテナが取り扱われていると推計されるが、新居浜港の公共ふ頭は水深7.5mが最大であり、また、1バースしか整備されていないことから外貿コンテナ船の利用は難しく、航路を有する港まで割高な中継輸送を強いられている。また、近年各企業からも平成11年7月に改訂された新居浜港港湾計画にある多目的国際ターミナルの建設(水深12m)を要望する声が強くなり、平成19年度には「新居浜港振興協議会」も発足されたところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、外貿コンテナの中継輸送を回避し、物流コスト削減による産業活動の支援が今後の国際化の進展と地域発展のうえからも多目的国際ターミナル(水深12m岸壁)事業の事業着手が求められている。</p> <p>平成22年8月、国が重点的に投資する「選択と集中」を港湾政策にも徹底し、物流の国際競争力の向上を目指す目的で、国土交通大臣が全国103の重要港湾のうちから43港の重点港湾の指定を行ったところである。しかしながら、今回の選定では、新居浜港は重点港湾として指定されなかったため、本事業の整備にあたっては、当初予定していた国の直轄事業としての実施は難しい状況となっている。</p>				
<p>今後の指針(案)</p> <p>現在の新居浜港港湾計画は、目標年次を平成20年代半ばとしており、平成24年度から改訂に向け、取り組むこととしている。</p> <p>今後、港湾計画の改訂作業の中で、本事業の必要性や具体的な課題の抽出を図るとともに、併せて整備手法についても調査・研究を行う。</p>				
<p>庁議決定(指針・方向性)</p>				